

平成 1 5 年 厚 岸 町 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録		
招 集 期 日		平成 1 5 年 3 月 6 日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	平成 1 5 年 3 月 7 日 午前 1 0 時 0 0 分
	延 会	平成 1 5 年 3 月 7 日 午後 5 時 0 7 分

1. 出 席 議 員 並 び に 欠 席 議 員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	×	16	音 喜 多 政 東	×
7	池 田 實	○	17		
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以 上 の 結 果 出 席 議 員 1 7 名 欠 席 議 員 2 名					

1. 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狹 靖	教 委 生 涯	松 浦 正 之
助 役	大 沼 隆	学 習 課 長	
収 入 役	黒 田 庄 司	監 査 事 務 局 長	阿 野 幸 男
総 務 課 長	田 辺 正 保	農 委 事 務 局 長	農 政 課 長 兼 務
行 財 政 課 長	斉 藤 健 一	教 委 体 育	澤 向 邦 夫
ま ち づ く り	福 田 美 樹 夫	振 興 課 長	
推 進 課 長		教 委 指 導 室 長	大 場 和 典
税 務 課 長	大 野 榮 司	水 道 課 長	山 崎 国 雄
町 民 課 長	古 川 福 一	病 院 事 務 長	大 野 繁 嗣
保 健 福 祉 課 長	久 保 一 將	特 別 養 護 老 人	藤 田 稔
環 境 政 策 課 長	松 澤 武 夫	ホ ー ム 施 設 長	
農 政 課 長	西 野 清	デ イ サ ー ビ ス	玉 田 勝 幸
水 産 課 長	小 倉 利 一	セ ン タ ー 施 設 長	
商 工 観 光 課 長	高 根 行 晴	病 院 事 務 次 長	林 讓 治
建 設 課 長	北 村 誠	環 境 政 策	佐 藤 悟
監 査 委 員	今 村 實	課 長 補 佐	
教 育 長	富 澤 泰	保 健 福 祉	大 崎 広 也
教 委 管 理 課 長	柿 崎 修 一	課 長 補 佐	

1. 会議録署名議員

15 番	菊 池 賛		
18 番	中 屋 敦		

1. 会 期

3月6日から3月20日までの15日間
(休 会3月8日、9日、15日、16日の4日間)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり
1. 議事の顛末
別紙のとおり

議 長	ただいまより平成15年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。 開会時刻 10時00分
議 長	直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
議 長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番菊池議員、18番中屋議員を指名いたします。
議 長	日程第2、議案第11号 平成14年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第20号平成14年度厚岸町病院事業会計補正予算まで、以上10件を一括議題といたします。 職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。 行財政課長。
行 財 政 課 長	ただいま上程いただきました議案第11号 平成14年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）でございますけれども、その提案理由を説明させていただきます。 平成14年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。 第1条歳入歳出予算の補正であります。 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,060万 2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億 6,687万円とする。 第2項でございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。 次のページをお開き願いたいというふうに思います。 第1表でございます。歳入歳出予算の補正でございます。 歳入では13款29項、歳出では11款29項にわたって、それぞれ 8,060万 2,000円の増額補正であります。 事項別により説明をさせていただきたいというふうに思いますので、13ページをお開き願いたいというふうに思います。 歳入でございます。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人、1 節現年課税分 1,007万円の増でございます。内訳につきましては、普通徴収分で 1,023万 8,000円、退職分離分で 162万 3,000円の増、特別徴収でございますけれども、179万 7,000円の減が主な内容となっております。2 節滞納繰越分 149万 4,000円、記載のとおりでございます。

2 目法人、1 節現年課税分 893万 9,000円の減でございます、法人税割の減によるものでございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税 380万 1,000円の増、記載のとおりでございます。

3 項軽自動車税、1 目軽自動車税61万 9,000円の増、5 項特別土地保有税、1 目特別土地保有税 2万 1,000円の減、6 項都市計画税、1 目都市計画税30万円の減、それぞれ歳入実績状況を判断しての補正でございます。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金 355万 3,000円の減、これにつきましては8月、12月の交付実績から3月の交付を推計して減額をさせていただいたものでございます。

5 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、1 目ゴルフ場利用税交付金でございますけれども、92万 8,000円の増、12月までの交付実績に伴う増額でございます。

6 款自動車取得税交付金、1 項1 目自動車取得税交付金 572万 2,000円の減、これにつきましても8月、12月交付実績がございますけれども、3月の交付推計をして減額をしたものでございます。

9 款地方交付税、1 項1 目地方交付税 5,642万 3,000円の増、普通交付税で 5,381 万 7,000円の増、特別交付税で 260万 6,000円の増を見てございます。普通交付税につきましては、38億 5,127万 2,000円の全額を今回計上してございますし、特別交付税につきましては、収支の均衡を図るべくの計上でございます。3月交付につきましては、まだ確定してございませんので、この確定を待って、それらの特別交付税については追加もしくは専決処分で計上を再度予定しております。

11款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金69万 1,000円の増、2 目衛生費負担金14万 7,000円の減、それぞれ節説明欄記載のとおりでございます。

3 目農林水産業費負担金 513万 6,000円の減、主に次ページに書いてございますけれども、道営担い手育成草地整備改良事業負担金 632万 3,000円の減でございま

して、事業費の減に伴います25%の負担金の減分でございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

12款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料33万 1,000円の減、3目衛生使用料28万円の減、それぞれ節説明欄記載のとおりでございますので、説明内容は省略させていただきます。

4目農林水産使用料 577万 6,000円の増、主に16ページに書いてございますけれども、牧場使用料 680万 5,000円の増でございます。冬期舎外頭数の増加によるものでございます。

5目商工使用料3万 7,000円の増、6目土木使用料 196万 3,000円の減、節説明欄に記載のとおりでございますけれども、この土木使用料につきましては、入居減免世帯の増加による減額が主なものでございます。

7目教育使用料19万 6,000円の減、2項に入ります。手数料、1目総務手数料23万 6,000円の増、次ページでございます。3目衛生手数料22万 4,000円の減、4目農林水産業手数料41万 3,000円の増、6目土木手数料28万 5,000円の増、7目教育手数料 2,000円の増、3項に入りますけれども、証紙収入、1目証紙収入66万 5,000 円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金81万 4,000円の減、2目衛生費国庫負担金9万 3,000円の減、2項に入りまして、国庫補助金、2目民生費国庫補助金63万 1,000円の減、3目衛生費国庫補助金99万 4,000円の減、4目農林水産業費国庫補助金 484万 7,000円の減、5目商工費国庫補助金11万 4,000円の減、6目土木費国庫補助金3万 4,000円の減。次ページでございます。8目教育費国庫補助金 202万 6,000円の減、それぞれ事務事業確定によるものでありますけれども、防衛施設周辺整備の調整交付金につきましては、全体額の決定による事業の振り替えを道路新設改良の道路で行っております。記載のとおりでございますので、中身については省略をさせていただきます。

9目産炭地振興事業国庫補助金 1,468万 5,000円の増、これにつきましては、公営住宅建設事業の平成13年度事業引き上げ率確定に伴う増額でございます。

3項委託金、1目総務費委託金28万 9,000円の増、2目民生費委託金35万 9,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

4目土木費委託金、1節河川費委託金、説明欄記載のとおり、別寒辺牛川水系治

水砂防施設整備事業委託金 2,876万 9,000円の増でございます。これにつきましては、平成14年度国の補正予算を執行することになった河川調査の委託金でございます。なお、この予算につきましては平成15年度に繰り越されることになっております。

14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金12万 2,000円の減、2目衛生費道負担金2万3,000円の減、2項に入ります。道補助金、2目民生費道補助金971万 1,000円の減、主に1節社会福祉費補助金でございます。22ページをお開き願いたいと思いますけれども、中ほどにウタリ住宅改良促進事業補助金 187万 5,000円の減、申請者の延期届け出によりまして減額をするものでございます。着工が出来るということで減額をするものでございます。重度心身障害者医療費補助金 523万 1,000円の減、医療費の減によるもの、これが主なものでございます。

さらに、2節児童福祉費補助金の尾幌へき地保育所設置補助金 392万 7,000円の減、これにつきましては児童数10人を2年間続けて下回ったため、補助金の全額削減を受けたものであります。

3目に入ります。衛生費道補助金 198万 8,000円の増で、主に1節保健衛生費補助金、乳幼児医療費の補助金が主なものでございます。

4目農林水産業費道補助金 693万 9,000円の減、1節農業費補助金、さらに3節林業費補助金、さらに4節林業費交付金、各節事業確定によるものでございます。

7目教育費道補助金11万 3,000円の減、記載のとおりでございます。

3項に入ります。委託金、1目総務費委託金41万 3,000円の増。次ページでございます。3目衛生費委託金 9,000円の減、4目農林水産業費委託金22万 4,000円の増、5目商工費委託金 1,000円の減、6目土木費委託金1万 8,000円の減、それぞれ事務事業確定によるものでございます。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入44万 2,000円の増、2目利子及び配当金1万 9,000円の減、説明欄記載のとおりでございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入 709万 8,000円の増、主に1節土地売払収入でございます。813万 4,000円の増となっております。住の江町3番地 322.8 平方メートル、さらに門静78番地337.75平方メートル、梅香町78番地 480平方メートルの売り払いによるものでございます。

2目生産物売払収入11万 7,000円の減、記載のとおりでございます。

4目農業施設売払収入 812万 6,000円の減、これについても記載のとおりでございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金 113万 2,000円の減、まちおこし基金と基金利子の減額確定による調整でございます。

19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金8万円の減、2項預金利子、1目町預金利子13万 5,000円の減、3項貸付金元利収入、2目ウタリ住宅改良貸付金元利収入7万円の増、3目釧路沖地震災害援護資金貸付金収入14万 4,000円の増、4目北海道東方沖地震災害援護資金貸付金収入5万 9,000円の増、4項でございます。受託事業収入、次ページをお開き願いたいと思います。1目交通災害共済受託事業収入26万 1,000円の減、3目農林水産業費受託事業収入70万 2,000円の減、4目土木費受託事業収入2万 9,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

5項産炭地域臨時交付金、1目産炭地域臨時交付金 4,986万 6,000円の増でございます。平成13年度において臨時交付金制度は廃止となりましたけれども、平成13年度実施事業分が平成14年度に限り特例として交付されるものでございます。今年度限り、この 4,986万 6,000円は交付されることになりまして、計上でございます。

6項雑入、3目雑入 790万 6,000円の減、これにつきましては2節から4節まで記載のとおりでございますが、主に28ページでございます。4節の国民年金印紙売りさばき代による減が主なものでございます。

次に、27ページ、28ページをお開き願いたいと思いますけれども、20款町債、1項町債、2目民生債 260万円の増、4目農林水産業債 470万円の減、6目土木債 340万円の減、それぞれ事業費確定に伴う起債の増減の調整であります。特に、最終予算による起債区分の追加及び振り替えを行っております。

なお、社会福祉債における特老の施設整備につきましては、介護サービス施設整備事業債の許可を受けることにより、過疎債を含めて 100%充当になります。財源的に有利な発行となることから、同基金75%の充当率から、この起債の振り替えによって 100%になりまして、この振り替えを行うものであります。

8目教育債 380万円の増、これについても今全体額の増減調整でございます。

10目臨時財政対策債 2,670万円の減でございます。これにつきましては、12月議会の際にもご説明申し上げましたけれども、人事院勧告の給与費マイナス勧告に伴

います地方交付税と相関関係にございます臨時財政対策債において、見合い額を減額するということに相なりまして、2,670万円の減の計上でございます。

次のページをお開き願いたいというふうに思います。

歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費25万 9,000円の増、内訳は節説明欄記載のとおりでございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 145万 4,000円の減、33ページをお開き願いたいと思います。

2 目簡易郵便局費 2,000円の減、3 目職員厚生費13万 3,000円の減、4 目情報化推進費 129万8,000円の減、37ページ、5 目に入ります。交通安全防犯費43万4,000円の減、6 目企画費 175万 7,000円の減、次ページ、7 目文書広報費1万 1,000円の減、それぞれ事務事業支出見込みによる計数整理であります。

次ページをお開き願いたいというふうに思います。

8 目財政管理費1億 2,977万 2,000円の増であります、42ページ記載のとおり、財政調整基金 3,000万円の積み戻しを行いまして、基金残高3億 8,555万 4,000円とするものでございます。

次に、減債基金1億円の積み戻し及び積み立てを行いまして、基金残高4億 1,013万 5,000円にするものでございます。

次に、9 目会計管理費10万円の減でございます。次ページをお開きいただきたいと思います。10 目財産管理費3万 4,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

11 目車両管理費69万 7,000円の増でございますけれども、次ページ、44ページ、補償補填及び賠償金、議案第21号、さらには議案第22号で提案しております自動車事故2件の賠償金91万 9,000円の増が主なものでございます。

2 項徴税费、1 目賦課徴税费11万 9,000円の減、次ページ、3 項戸籍住民登録費、1 目戸籍住民登録費26万 2,000円の減。次ページをお開き願いたいと思います。4 項に入ります。選挙費、1 目選挙管理委員会費8万 4,000円の減、2 目道知事・道議会議員選挙費 8,000円の増、次ページでございます。4 目町議会議員選挙費2万 4,000円の減。6 項に入らせていただきます。監査委員費、1 目監査委員費54万 3,000 円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 827 万 1,000 円の減でございますが、主に次ページでございます。歳入でもお話しいたしましたけれども、ウタリ住宅改良促進事業貸付金 750 万円の減でございます、貸付住宅延期申し出によるものでございます。

2 目心身障害者福祉費 72 万 2,000 円の減、55 ページをお開き願いたいと思います。3 目に入ります。心身障害者特別対策費 99 万 7,000 円の増、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

4 目老人福祉費 249 万 6,000 円の減でございます。これにつきましては、主に 56 ページ、介護予防・生活支援（高齢者福祉） 541 万 2,000 円の増、次ページでございますけれども、負担金、補助及び交付金でございます。生きがい活動支援通所事業に国・道の補助金 4 分の 3 を受けまして、デイサービスに運営負担の増額をいたすものが計上されております。

62 ページをお開き願いたいと思います。

さらに、この目につきましては、介護保険特別会計で 177 万 7,000 円の減及び次ページでございますけれども、64 ページ、介護サービス事業特別会計で 334 万 3,000 円の減のほか、各説明欄記載のとおり、計数整理による減額が主なものでございますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

5 目国民年金費 1,007 万 2,000 円の減でございます。これにつきましても 64 ページ記載のとおり、国民年金保険料収納 1,006 万 2,000 円、当初予算計上の際にもこれはご説明したかと思っておりますけれども、保険料の振込先が国に変更になったことによる国民年金印紙購入費の経過措置分の減額でございます。印紙の減額でございます。

6 目自治振興費 312 万 1,000 円の増でございますけれども、主に次ページでございます。66 ページでございますけれども、地方バス路線維持対策 312 万 2,000 円の増、国の補助制度の改正によりまして、国の補助金の減少する中、不採算路線に有する町の応分の負担の増になるものでございます。

7 目社会福祉施設費 66 万 1,000 円の減、次ページでございます。2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 30 万 2,000 円の減、71 ページ、2 目に入ります。児童措置費 38 万円の減、3 目母子福祉費 66 万 2,000 円の増、4 目児童福祉施設費 39 万 1,000 円の減、さらに 79 ページ、5 目でございますけれども、児童館運営費 46 万 3,000 円の減、

次ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費8万9,000円の減、それぞれ事務事業支出見込みによります計数整理でございます。

次ページをお開き願いたいと思います。83ページでございます。

2目健康づくり費430万1,000円の減でございますが、主に老人保健で、次のページをお開き願いたいと思いますけれども、健康診断委託料122万6,000円の減、さらには同じくがん予防保健でございます。検診委託料の80万円の減、さらに次のページでございますけれども、88ページ、精神障害者居宅生活支援の関係で、ヘルパーの派遣委託料77万8,000円の減、難病患者居宅生活支援、ヘルパーの派遣委託料でございますが、38万9,000円の減が主なものでございます。当初見込みを見込んでいたわけでございますけれども、利用が少なかったという状況でございます。

3目墓地火葬場費4万5,000円の増、次ページ、4目水道費293万3,000円の増、これにつきましては、90ページ記載のとおり、水道事業423万5,000円の増でございまして、消火栓維持管理ほかの補助金でございます。

6目乳幼児医療費360万3,000円の減、2項に入ります。環境政策費、1目環境対策費72万3,000円の減、さらに次ページ、2目水鳥観察館運営費22万4,000円の減、次ページにまいります。3目廃棄物対策費79万4,000円の減、4目ごみ処理費26万8,000円の減、さらに次ページにまいります。5目し尿処理費9万2,000円の減、これにつきましてもそれぞれ事務事業支出見込み計数整理を行っております。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、これにつきましては財源内訳補正でございます。

2目農業振興費100万4,000円の減、記載のとおりでございます。

次ページ、3目畜産業費497万円の減、主に98ページに記載してございます矢臼別演習場周辺農業用機械導入事業484万7,000円の減によるものでございます。事業費確定に伴うものでございます。

4目農道費8万1,000円の減、記載のとおり。次ページでございます。5目農地費1,220万5,000円の減、これも100ページに記載してございますけれども、道営担い手育成草地整備改良事業として632万3,000円の減。さらに、その下の方でございますけれども、片無去地区畜産基盤再編総合整備事業1,097万5,000円の減、事業費確定によるものでございます。

103ページをお開き願いたいというふうに思います。

6 目に入ります。牧野管理費 213万 9,000円の増、これにつきましては、町営牧場、主に消耗品 165万 3,000円の増となっております。冬期舎外頭数増により、配合資料の増によるものでございます。

7 目農業施設費15万 2,000円の減、次ページ、8 目農業水道費55万 7,000円の減、次ページにまいります。9 目堆肥センター費61万 2,000円の減、2 項に入ります。林業費、1 目林業総務費67万 5,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

2 目林業振興費 176万 1,000円の減、次ページに入ります。3 目造林事業費 658万 1,000円の減であります。これも記載のとおりでございます。各事業確定による計数整理でございます。

4 目林業施設費50万 1,000円の増でございます。これにつきましては、緑のふろさと公園修繕料63万 7,000円の増となっております。2 台ある給水ポンプのうち、1 台が故障、修理不能のため、1 台を取りかえる分でございます。

次のページに入ります。

5 目特用林産振興費につきましては、財源内訳及び節の振り替えであります。

3 項水産業費、1 目水産業総務費28万 8,000円の増でございます。これにつきましては、負担金、補助及び交付金、日本水難救済会厚岸救難所後援会へ30万円の補助をするものでございます。

2 目水産振興費 971万 8,000円の減、主に事務事業確定に伴う計数整理でありますので、114ページ以下ご参照願いたいと思います。

次ページ、3 目漁港管理費18万 5,000円の減、次ページに入ります。4 目漁港建設費 8,000円の減、5 目養殖事業費 3万 9,000円の減、6 目水産施設費 3万 9,000円の減、さらに次ページに入ります。6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費 2万 3,000円の減、2 目商工振興費79万 9,000円の減、それぞれ事務事業支出見込みによる計数整理でございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

3 目食文化振興費 187万 1,000円の増、主に次のページをお開き願いたいと思います。124ページでございます。味覚ターミナル・道の駅の委託料、味覚ターミナル管理委託料 180万 7,000円の増でございます。これにつきましては、平成13年度

まで町の一般会計予算の賃借料で計上いたしておりましたレジ管理システムの予算でございまして、平成13年度までこの予算で組んでございましたけれども、本来味覚ターミナル経費にすべきということで、当初予算では計上いたしませんでした。しかし、施設設備については町が整備をして業務を委託する基本の立場から、賃借料相当分を委託料に加算するものでございます。従来 of 委託料の負担割合、枠組みを変えるものではございませんので、ご理解を願いたいというふうに思います。

4目観光振興費8万2,000円の減、次ページ、5目観光施設費53万5,000円の減でございます。記載のとおりでございますので、ご理解を願いたいと思います。

次のページ、127ページでございます。

7款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費16万2,000円の減、3目土木用地費87万1,000円の減、4目地籍調査費24万3,000円の減、次ページ、2項に入ります。道路橋梁費、1目道路橋梁維持費122万9,000円の減、次ページ、2目道路新設改良費527万2,000円の減、それぞれ事務事業支出見込みによります計数整理でございます。

次に、135ページをお開き願いたいと思います。

3目除雪対策費3,337万5,000円の増でございます。年度末までの除雪経費見込み計上したものでございます。ご理解を願いたいと思います。

次のページに入らせていただきます。

137ページ、3項河川費、1目河川総務費2,911万7,000円の増でございます。138ページに内容記載のとおりでございますけれども、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業2,876万9,000円の増でございます。これも歳入でもお話しいたしましたけれども、平成14年度国の補正予算を受けまして執行することになった河川調査委託でございますけれども、予算につきましては平成15年度へ繰越明許するものでございます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費11万6,000円の減、次ページ、2目街路事業費457万3,000円の減、それぞれ事務事業確定に伴う計数整理でございます。

3目下水道費207万円の減、これにつきましては特別会計にて説明をいたします。

4目土地区画整理費1万円の減、5項公園費、1目公園管理費21万6,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

6 項住宅費、1 目建築総務費、これにつきましては財源内訳補正でございます。

2 目住宅管理費 153 万 9,000 円の増、主に町営住宅でございますけれども、修繕料 110 万 1,000 円の増でございます。各種修繕経費に充てる経費でございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

3 目住宅建設費14万 1,000 円の増、記載のとおりでございます。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 5 万円の減、次ページ、2 目災害対策費 134 万 9,000 円の減、記載のとおりでございます。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費 7,000 円の増、2 目事務局費 4,000 円の減、次ページ、3 目教育振興費10万円の減、それぞれ事務事業支出見込みによります計数整理でございます。

4 目教員住宅費58万 1,000 円の増でございます。これにつきましては、教員住宅修繕料65万 7,000 円の増でございます。これにつきましても、老朽化しております関係の教員住宅の修繕を行う経費として増額を行っております。

次のページ、5 目就学奨励費 5 万 3,000 円の減、6 目スクールバス管理費66万円の減、次ページ、2 項に入りますけれども、小学校費でございます。1 目学校運営費 122 万 2,000 円の減、155 ページをお開き願いたいと思います。2 目学校管理費に入ります。6 万 8,000 円の増、次ページでございます。3 目教育振興費85万 3,000 円の減でございます。記載のとおりでございますので、説明欄をご参照を願いたいというふうに思います。

159 ページに入ります。

3 項中学校費、1 目学校運営費85万 3,000 円の減、次ページ、161 ページでございますが、2 目学校管理費 126 万 3,000 円の減、さらに3 目、次のページでございますけれども、教育振興費50万 1,000 円の減、さらに次のページにまいります。4 項幼稚園費、1 目幼稚園費12万円の減、5 項に入ります。社会教育費、1 目社会教育総務費23万 5,000 円の減、次のページ、2 目生涯学習推進費62万 1,000 円の減、さらには3 目社会教育施設費 4 万 8,000 円の減、次ページでございます。4 目文化財保護費47万 5,000 円の減、5 目博物館運営費46万 4,000 円の減、173 ページでございます。6 目でございます。情報館運営費 2,000 円の増でございます。記載のとおりでございますので、説明欄を参照願いたいというふうに思います。

175 ページでございますけれども、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費37万

5,000 円の減でございます。これについても記載のとおりでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2 目社会体育費63万 1,000円の増でございます。主に 178ページ、体育施設でございますけれども、180ページを開いていただきたいと思いますけれども、光熱水費、修繕料、委託料の増になってございます。これにつきましては、スケートリンクの経費と、特に修繕料につきましては、勤労者体育センターのバスケットボールのワイヤー取りかえの経費が主なものでございます。さらに、スポーツ振興といたしまして、負担金、補助及び交付金、スポーツ振興助成で48万 7,000円の増となっている内容でございます。

3 目でございます。温水プール運営費 120万 9,000円の減、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

4 目学校給食費 281万 5,000円の増でございます。これにつきましては、負担金、補助及び交付金、学校給食運営協議会でございます。これはご存じのとおり、1月24日発生いたしました学校給食食中毒に対応した1月29日から2月7日までの仕出し弁当1万 1,060食分の経費負担 230万 7,000円でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

11款公債費、1 項公債費、2 目利子 2,351万 1,000円の減でございます。記載のとおり、184ページをごらんいただきたいと思いますけれども、長期償還利子、平成13年度借り入れ分の利率確定に伴う減額 1,803万 1,000円、一時借入金、当初700 万円を見込んでおりましたけれども、550万円を減額するものでございます。

次に、12款給与費、1 項給与費、1 目給与費でございます。208万 6,000円の減、説明欄記載のとおりでございます。

1 ページにお戻り願いたいと思います。

2 条でございます。繰越明許費でございます。地方自治法第 213条第1 項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、第2 表繰越明許費によるものでございます。

6 ページをお開き願いたいと思います。

第2 表繰越明許費でございまして、平成14年度から平成15年度へ予算の繰り越しをするものでございます。7 款の土木費、3 項河川費でございまして、事業名とい

たしまして、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業、金額 2,876万 9,000円でございます。

再び1ページにお戻り願いたいと思います。

第3条債務負担行為の補正であります。債務負担行為の追加、変更は、第3表債務負担行為補正によるものでございます。これにつきましては、7ページをお開き願いたいと思います。

第3表債務負担行為の補正でございます。

まずは追加でございます。それぞれ3月時に翌年度以降の債務負担の確定を待つて補正計上するものでございます。事項といたしまして、漁業近代化資金利子補給に関する債務負担、平成15年度から平成19年度まで 590万 1,000円、小規模商工業者設備近代化資金利子補給に関する債務負担、平成15年度から平成19年度までの92万 7,000円でございます。

さらに、変更でございます。これらの事業についても既に議決をいただいているものでございますけれども、事業名、金額が確定いたしましたので、変更補正をさせていただきますものでございます。農業経営基盤強化資金利子補給に関する債務負担については、限度額 1,121万 7,000円に変更するものでございます。さらに、トライベツ道路改良事業に関する債務負担については、事業名をトライベツ道路改良舗装事業と、舗装を入れて事業とする債務負担に変更、さらに限度額でございますけれども、1億 2,951万 9,000円に変更するものでございます。さらに、町営住宅宮園団地建設事業に関する債務負担につきましては、限度額2億 8,174万 9,000円の変更でございまして、ほかについては変更はございません。

次の8ページにその調書がございますので、ご参照願いたいというふうに思います。

再び1ページに戻りまして、4条に移らせていただきたいというふうに思います。

第4条地方債の補正でございます。地方債の追加、変更は、第4表地方債の補正によるものでございます。これにつきましては、9ページをお開き願いたいというふうに思います。

第4表地方債の補正でございます。

まずは追加でございます。介護サービス施設整備事業 2,420万円、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございまして、内容については、第1条起債、

町債の説明をさせていただいたとおりでございますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

次に、変更でございます。これらもほとんどが事業確定に伴う限度額の修正でございます。詳細な説明は省かせていただきたいというふうに思いますけれども、一般公共事業債 520万円の減、公営住宅建設事業 560万円の減、自然災害防止事業10万円の増、臨時地方道整備事業 1,320万円の増、過疎対策事業 870万円の増、公有林整備事業20万円の減、草地開発事業10万円の減、北海道市町村振興基金 3,680万円の減、臨時財政対策債 2,670万円の減、地方債の追加変更も含めまして、町債につきましては 2,840万円を減とするものでございまして、次のページ、10ページをごらんいただきたいというふうに思いますけれども、地方債に関する補正調書であります。一番下の欄をごらんいただきたいと思います。

平成13年度末現在高として 133億 1,776万 7,000円、今回 2,840万円を減額いたしますので、年度内発行額は9億 2,380万円と相なります。平成14年度末見込額 130 億49万 4,000円となるものでございます。ご参照願いたいと思います。

以上をもちまして、議案第11号の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第12号の説明に移らせていただきます。

議案第12号 平成14年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（4回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成14年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 130万 3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億 8,989万 3,000 円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正によるものでございます。

次のページをお開き願いたいというふうに思います。

第1表でございます。歳入歳出予算の補正でございます。ごらんのとおり、歳入では6款8項、歳出におきましては7款15項にわたって、それぞれ 130万 3,000円を補正するものでございます。事項別によりご説明を申し上げます。

6ページをお開き願いたいというふうに思います。

歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分 2,309 万 4,000 円の増、2 節介護納付金分現年課税分 207 万 1,000 円の増、3 節医療給付費分滞納繰越分 3,133 万 6,000 円の減、4 節介護納付金分滞納繰越分 127 万 5,000 円の減でございます。最終的にこれらの数値を見込んだものでございます。

2 目でございます。退職被保険者等国民健康保険税 385 万 4,000 円、これも 1 目と同様でございますけれども、歳入状況を勘案し、記載のとおり見込んだものでございます。

2 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目保健事業費負担金 12 万 8,000 円の減でございます。がん検診負担金の減でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目事務費負担金 3 万 1,000 円、2 目療養給付費等負担金、これにつきましては、主に療養給付費、老人保健医療拠出金、さらに介護納付金の負担分の増によるものでございます。2,807 万 2,000 円の増でございます。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金 2,741 万 5,000 円の減、主に前年度被保険者の所得の増に伴いまして、普通財政交付金及び経営姿勢における特別調整交付金の減額によるものでございます。

4 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、1 目療養給付費交付金 87 万 9,000 円の増、7 款共同事業交付金、1 項 1 目共同事業交付金 406 万 7,000 円の増、これにつきましては、高額医療費共同事業交付金の増でございます。

10 款諸収入、1 項延滞金及び過料 1 万 3,000 円の減、記載のとおりでございます。

2 項雑入 59 万 8,000 円の減、これまた記載のとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

10 ページをお開き願いたいと思います。

歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 22 万 8,000 円の減、2 項徴税费、1 目賦課徴収費 3 万 2,000 円の減、3 項運営協議会費、1 目運営協議会費 8 万 2,000 円の減、4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費 8,000 円の減、次ページでございます。5 項に入ります。特別対策事業費、1 目特別対策事業費 2 万 4,000 円の減、それぞれ説明欄記載のとおり、計数整理でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、これにつきましては、財源内訳補正でございます。

2 目退職被保険者等療養給付費 465 万円の増、医療費の増によるものでございます。

3 目一般被保険者療養費並びに 5 目審査支払手数料でございますけれども、いずれも財源内訳補正でございます。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 419 万円の減、さらには次ページでございます。2 目退職被保険者等高額療養費 74 万 9,000 円の増、それぞれ高額医療費の増減でございます。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費 3 万円の減、2 目退職被保険者等移送費 1 万円の減、それぞれ記載のとおりでございます。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金 210 万円の増、5 項葬祭諸費、1 目葬祭費 5 万円の増、実績を勘案しての補正でございます。

3 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、財源内訳補正でございます。

次のページに入らせていただきます。

4 款でございます。介護納付金、1 項 1 目介護納付金 2 万円の増、5 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費共同事業拠出金 145 万 9,000 円の減、それぞれ平成 14 年度の確定額によるものでございます。

6 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費 2,000 円の減、7 款でございます。諸支出金、1 項償還金及び還付金、2 目退職被保険者等保険税還付金 20 万円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

1 ページにお戻り願いたいというふうに思います。

第 2 条でございます。歳出予算の流用でございます。新年度予算も同様の説明をいたしましたけれども、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、保険給付費内の各項に係る予算額に過不足を生じたときにおけるこれらの経費の各項間とするものでありまして、第 2 款保険給付費の各項における予算不足に対しまして、各項間で流用することのできる規定でございます。

以上をもちまして、議案第12号の説明を終わります。

続きまして、議案第13号に入らせていただきます。

議案第13号 平成14年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（3回目）でございますけれども、提案理由を説明させていただきます。

平成14年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ134万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,765万6,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

第1表の歳入歳出予算補正でございますけれども、歳入については4款5項、歳出につきましては2款2項、それぞれ134万6,000円の減額補正でございます、事項別により説明をさせていただきます。

4ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目水道費分担金3万円の減、2款に入ります。使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料1万5,000円の増、2項手数料、1目水道手数料2万5,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

5款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、1節一般会計繰入金130万2,000円を減額いたしまして、2,751万5,000円とするものでございます。

6款諸収入、1項1目雑入でございます。4,000円の減、記載のとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わしまして、6ページをお開き願いたいと思います。

歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費8,000円の減、2款水道費、1項水道事業費、1目水道事業費133万8,000円の減、それぞれ事務事業確定に伴います計数整理でございます。

以上をもちまして、議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第14号 平成14年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（4回目）でございますけれども、提案理由を説明させていただきます。

平成14年度厚岸町の老人保健特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,659万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,946万4,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次ページをお開き願いたいというふうに思います。

第1表でございます。歳入歳出予算の補正でございます。

歳入につきましては4款4項、歳出につきましては3款3項にわたりまして、それぞれ6,659万8,000円の増額補正でございます。

事項別により説明をいたします。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金4,046万3,000円の増、医療費の増によります交付金の増額でございます。

2目審査支払手数料交付金155万9,000円の増、記載のとおりでございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目事務費負担金30万6,000円の増、記載のとおりでございます。

2目医療費負担金、1節現年度分518万5,000円の増、医療費の増によるものでございます。

2節過年度分1,158万5,000円、前年度国庫負担分確定による精算分の増でございます。

3款道支出金、1項道負担金、2目医療費負担金、1節でございます。現年度分56万8,000円の増、これは国庫支出金と同じく医療費の増によるものでございます。さらに、2節過年度分712万6,000円でございます。この増につきましては、これも国庫支出金と同様、前年度道負担分確定に伴います精算分でございます。

4項繰入金、1項1目繰入金、1節一般会計繰入金19万4,000円の減でございます。

以上、歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費83万 4,000円の増、主に老人保健事務電算処理88万円のうち、新しく委託料でございますけれども、高額医療費支給管理システム業務処理を行う委託料91万 9,000円の増でございます。

2 款医療諸費、1 項医療諸費、1 目医療給付費 6,594万 5,000円の増、受診増による老人医療費見込みの増でございます。

2 目医療費支給費、財源内訳補正でございます。

3 目審査支払手数料9万 1,000円の減でございます。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目償還金9万円の減、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、議案第14号の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第15号 平成14年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（3回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成14年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 217万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億 330万 6,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページをごらんいただきたいというふうに思います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては2款2項、歳出につきましては1款2項にわたって、それぞれ 217万円の減額補正でございます。事項別明細によりご説明を申し上げます。

6 ページをお開き願います。

歳入でございます。

5 款繰入金、1 項繰入金、1 目繰入金、1 節一般会計繰入金 207万円を減額いたしまして、2億 3,425万 4,000円とするものでございます。

7 款町債、1 項町債、1 目下水道債、1 節下水道事業債10万円の減額でございま

すけれども、事業費最終確定によるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。8ページをお願いします。

歳出でございます。

1款下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費47万1,000円の減、2目管渠管理費43万4,000円の減、3目処理場管理費15万4,000円の減、次ページ、10ページをお願いします。4目普及促進費109万5,000円の減、2項に入ります。下水道事業費、1目公共下水道事業費1万6,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。計数整理を行っております。

以上で歳出の説明を終わります。

1ページにお戻り願いたいと思います。

第2条債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

3ページをお願いします。

第2表債務負担行為の補正でございます。変更、水洗化等改造工事資金利子補給に関する債務負担でございます。限度額34万2,000円に変更するものでございます。下に調書がございますので、ご参照願いたいというふうに思います。

再び1ページにお戻りください。

第3条に入ります。地方債の補正でございます。地方債の変更は、第3表地方債の補正によるものでございまして、4ページをお願いします。

第3表地方債の補正でございます。変更、公共下水道事業10万円を減額し、1億4,310万円とするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。地方債に関する調書補正でございますけれども、一番下をごらんいただきたいと思いますけれども、平成13年度末現在高といたしまして35億4,876万5,000円、今回の10万円の減額、年度内発行額を1億4,310万円とし、平成14年度末見込額35億8,514万2,000円となるものでございます。

以上をもちまして、議案第15号の説明を終わります。

続きまして、議案第16号の説明に入らせていただきます。

平成14年度厚岸町きこ菌床センター事業特別会計補正予算（3回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成14年度厚岸町のきこ菌床センター事業特別会計補正予算は、次に定めると

ころによる。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 335万 8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,100万 5,000 円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては1款1項、歳出につきましては2款2項にわたって、それぞれ 335万 8,000円の増額補正でございます。事項別により説明をさせていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入であります。

2款財産収入、1項財産売払収入、1目生産物売払収入 335万 8,000円の増、しいたけ菌床売払代 2万 800菌床の売払増によるものでございます。

次のページをお開き願います。

歳出でございます。

1款事業運営収入、1項1目事業運営収入28万 1,000円の増でございます。説明欄記載のとおりでございます。

2款予備費、1項1目予備費 307万 7,000円の増で、 326万 4,000円とするものでございます。

以上をもちまして、議案第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第17号 平成14年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（4回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成14年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,426万 8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6億 3,366 万 7,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正でございますけれども、歳入については6款9項、歳出については2款6項にわたりまして、それぞれ1,426万8,000円の減額補正でございます。事項別により説明をさせていただきます。

5ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料、1節現年度分80万5,000円の増、2節滞納繰越分31万8,000円の減、徴収実績を勘案して見込んだものでございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金1,192万7,000円の減、さらに2項国庫補助金、1目財政調整交付金122万8,000円の減、3款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金641万1,000円の減、4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金298万2,000円の減、2項道補助金、2目介護給付費補助金6万6,000円の減、主にそれぞれ介護給付費の交付率が国の予算の関係で引き下げられまして、平成15年度において精算措置がとられるための減額でございます。

次に、6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金でございます。177万7,000円を減額いたしまして、9,780万円として収支の均衡を図るものでございます。

次に、2項基金繰入金、2目介護保険準備基金繰入金30万4,000円を減額し、取り崩し額を499万2,000円とするものでございます。

9款町債、1項町債、1目財政安定化基金貸付金1,000万円の増でございます。これにつきましては、12月時点におきまして、サービス需要と保険料との負担不足のないことで全額減額をいたしました。今回、国庫支出金、さらには支払基金交付金等支出金で、前段説明いたしましたけれども、国・道及び支払交付金の交付率が国の予算で引き下げられた分、無利子により道の貸付金の借入を起すものでございます。財政安定化基金貸付金でこれらのものを借入を起こしまして、平成15年度で精算をするものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費5万7,000円の増、2項徴収費、

1 目賦課徴収費 5 万 2,000 円の増、3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費 1 万円の増、2 目認定調査等費 4 万 7,000 円の減、4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費 5 万 2,000 円の減、それぞれ説明欄記載のとおり、計数整理でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス諸費、1 目居宅介護サービス給付費 409 万 9,000 円の減、次のページ、2 目施設介護サービス給付費 1,148 万円の減、3 目居宅介護福祉用具購入費 10 万円の増、4 目居宅介護住宅改修費 98 万円の増、5 目居宅介護サービス計画費 13 万円の減、6 目審査支払手数料 1,000 円の増、2 項高額介護サービス費、1 目高額介護サービス費 34 万円の増、それぞれ居宅施設サービス、施設介護サービスの利用者の増減によるものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

1 ページにお戻り願いたいと思います。

第 2 条地方債の補正であります。地方債の追加は、第 2 表地方債補正によるものでございます。

3 ページをお開き願いたいと思います。

第 2 表地方債の補正でございます。追加でございまして、財政安定化基金貸付金、限度額 1,000 万円、起債の方法については記載のとおり、利率については無利子でございます。償還の方法についても記載のとおりでございます。地方債に関する調書補正でございますけれども、一番下の欄をごらんいただきたいと思います。平成 13 年度末現在高といたしまして 740 万円、今回 1,000 万円を追加し、年度内発行額は 1,000 万円となりまして、平成 14 年度見込額 1,740 万円となるものでございます。

以上をもちまして、議案第 17 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 18 号 平成 14 年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（2 回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成 14 年度の厚岸町の介護サービス事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 23 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 4,312 万 9,000 円とするものでございます。

第 2 項歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正でございますけれども、歳入につきましては4款5項、歳出につきましては1款2項にわたって、それぞれ23万4,000円の減額補正でございます。事項別によりご説明を申し上げます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス収入、1節でございます。通所介護費収入789万2,000円の減、デイサービスセンター利用者の減でございます。

2節訪問入浴介護費収入31万1,000円の減でございます。

3節短期入所生活介護費収入317万4,000円の増でございます、ショートステイ利用者の増でございます。

4節居宅介護計画サービス費収入30万3,000円の減、町の事業所で行っているケアプランの作成収入でございます。

5節介護認定基本調査収入8万7,000円の増でございます。

2目施設介護サービス費収入でございます。第1節施設介護サービス費収入417万2,000円の増でございます、特別養護老人ホームによります入居者収入の増によるものでございます。

3項自己負担金収入、1目自己負担金収入、1節自己負担金収入65万5,000円の減、記載のとおりでございます。

7款寄附金、1項寄附金、1目サービス事業費寄附金9万9,000円の増でございます。説明欄記載のとおりでございます。

8款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、1節一般会計繰入金334万3,000円を減額いたしまして7,115万4,000円といたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

9款諸収入、1項1目雑入、2節雑入540万9,000円の増でございます。主に生きがい活動支援事業として町が国・道4分の3の補助を受けまして、デイサービスセンター運営費に充当するものが主な雑入の増でございます。

次のページをお開き願います。

歳出でございます。

議 長
水道課長

1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、1 目居宅支援サービス事業費10 万 9,000円の減、2 目通所介護サービス事業費67万 1,000円の減、次ページでございます。3 目訪問入浴介護サービス事業費6 万 3,000円の減、4 目短期入所生活介護サービス事業費7 万 1,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。計数整理を行っております。

2 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費68万円の増でございますが、次のページをお開き願いたいと思いますけれども、11ページ、施設介護サービスといたしまして、入居者の利用者の増によります消耗品費65万 5,000円の増、介護材料費と備品購入費でございます。23万 8,000円の増、大型テレビの更新でございます。

以上で、議案第11号から議案第18号まで、大変雑駁な説明ではございますが、趣旨ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

水道課長。

ただいま上程いただきました議案第19号 平成14年度厚岸町水道事業会計補正予算（3回目）の内容について説明いたします。

第2 条業務の予定量の補正でございます。給水戸数でございますが、60戸を減じ、5,000 戸とするものでございます。年間総配水量では1 万 4,378立方メートルを減じ、140万 7,916立方メートルとするものであります。1 日平均給水量では39立方メートルを減じ、3,857立方メートルとするものであります。

主な建設改良事業でございますが、メーター設備費として73万 8,000円を減額し、1,925 万 8,000円とするものでございます。

第3 条収益的収入及び支出の補正でございますが、収入では1 款水道事業収益、1 項営業収益でございますが、274万 2,000円を減額し、2 億 3,207万 6,000円とするものでございます。

2 項営業外収益でございますが、334万 1,000円を増額し、3,148万円とするものでございます。

支出では、1 款水道事業費用、1 項営業費用でございますが、104万 7,000円を増額し、2 億 243万 8,000円とするものでございます。

2 項営業外費用でございますが、9 万 9,000円を減額し、5,066万円とするものでございます。

予算第3条の収入及び支出については、6ページからの補正予算説明書により説明申し上げます。

6ページをお開きください。

第3条の収益的収入でございますが、1款1項1目では270万円の減で、1.15%の減でございます。これは夏の期間に気温が上がらず冷夏となったことにより、水道使用水量の減によって、節説明欄記載のとおり、すべての用途で減となったことによって、270万円の減額補正を行うものであります。

2目では4万2,000円の減で、これは当初100件の給水工事に対する設計審査及び工事検査手数料を計上しておりましたが、件数が95件の予定となり、5件減に伴う手数料の減額補正であります。

2項1目では323万5,000円の増でございます。これは消火栓維持管理費として23万5,000円のほか、尾幌分水ほか補助で、道路改良に伴います配水管布設替え分の起債利息の補助金として300万円の増額補正でございます。

2目では2万8,000円の減で、預金利息の減でございます。

3目では13万4,000円の増でございます。これは不用品売却収益では1万5,000円の減額となりますが、配水管破損補償金では奔渡町の下水道工事で破損した配水管の破損補償金14万9,000円の増となり、差し引きで13万4,000円の増額補正でございます。

7ページをごらんください。

第3条の収益的支出でございます。1款1項1目では43万4,000円の減で、事業費決定に伴います増減でございますが、20節の動力費の減が主な要因でございます。

2目では200万円の増でございます。これは、2月から3月にかけて発生する配水管及び給水管の地下凍結の修理代として196万9,000円のほか、公用車の修理費用として3万1,000円の増額補正でございます。

4目では51万9,000円の減で、主なものは3節の手当の超過勤務手当等で70万8,000円減のほか、4節の法定福利費では23万3,000円の増となっております。その他につきましては、各節説明欄記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

2項3目では9万9,000円の減で、消費税及び地方消費税納付額の減額でございます。

1 ページをお開きください。

第4条資本的収入及び支出の補正でございます。

2 ページをお開きください。

収入では、1 款資本的収入、5 項工事負担金では11万 3,000円を減額し、351万 2,000 円とするものでございます。支出では、1 款資本的支出、1 項建設改良費では78万 4,000円を減額し、9,820万円とするものでございます。

予算第4条の収入及び支出については、8 ページからの補正予算説明書により説明いたします。

8 ページをお開きください。

第4条の収入でございます。1 款3 項1 目では増減ございませんが、事業費決定による節内の増減でございます。

5 項1 目では11万 3,000円の減で、これは当初新設メーター器口径13ミリから20ミリが55個、口径25ミリから75ミリが15個の合計で70個予定しておりましたが、実施では口径13ミリから20ミリが84個、口径25ミリから75ミリが3 個の合計で87個となり、個数では17個増となっておりますが、口径13ミリから20ミリが多くなり、負担金では5 万 5,000円の減額、検満でも新設と同様の要因となりまして、数量減により5 万 8,000円の減で、合わせて11万 3,000円の減額補正でございます。

資本的支出では、1 款1 項1 目では事業費決定により 1,000円の減額でございます。

2 目では4 万 5,000円の減で、旅費の減額補正でございます。

3 目では73万 8,000円の減で、新設、検満メーター器 564個の購入及び設備費の事業費決定による減額補正でございます。

1 ページをお開きください。

1 ページ、第4条の括弧書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,974万 7,000円は過年度分損益留保資金 1,237万 1,000円、当年度分損益勘定留保資金 7,270万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 467 万 6,000円で補填するものでございます。

2 ページをお開きください。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費で70万 4,000円を減額し、5,736万 8,000円とするものでございます。

交際費については増減ございません。

第6条の他会計からの補助金でございますが、1号の消火栓維持管理費補助金として23万5,000円増のほか、2号の尾幌分水ほか補助金として300万円を増額し、合計で2,931万6,000円とするものであります。

以上が平成14年度厚岸町水道事業会計補正予算（3回目）の内容でございますが、3ページから4ページが実施計画、5ページが資金計画、9ページから10ページが貸借対照表でございますが、説明を省かせていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

病院事務長。

ただいま上程いただきました議案第20号 平成14年度厚岸町病院事業会計補正予算につきまして、内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開き願います。

2条の業務量でございます。年間延べ患者数であります。入院患者数につきましては3,739名の減の3万427名の計上となっております。10.7%の減であります。外来患者数につきましては9,598人の減でありまして、8万2,678人の計上であります。10.4%の減となっております。1日平均患者数につきましては、入院患者数11人の減で83人、外来患者数につきましては、37人減の338人の計上であります。

3条の収益的収入及び支出につきましては、7ページから11ページの補正予算書の説明によりご説明をさせていただきます。

7ページをお開き願います。

収益的収入であります。1款病院事業収益であります。1億6,256万5,000円の減で、14億4,418万7,000円の計上であります。10.1%の減率であります。

1項医業費収益であります。2億4,063万2,000円の減額で、10億5,831万5,000円の計上であります。18.5%の減であります。

1目入院収益であります。1節入院収益1億6,680万9,000円の減であります。22.2%の減率であります。内容につきましては、延べ入院患者数3,739人の減によりまして8,618万5,000円の減となるものであります。また、1人当たり平均約2,780円の減で、8,062万4,000円の減となる内容であります。

2目の外来収益であります。7,187万円の減額で、4億1,531万7,000円の計上であります。約14.8%の減であります。内容につきましては、延べ患者数9,598人

の減によりまして、4,360万8,000円の減収であります。1人平均約257円の減によりまして、2,826万2,000円の減の内容になります。

3目その他医業収益であります。195万3,000円の減で、5,823万7,000円の計上であります。

1節であります。室料差額収益であります。62万4,000円の増額であります。これは特別室料の利用率向上によりましての増額であります。

3節のその他医業収益であります。257万7,000円の減額であります。これは衛生材料、包括材料費の増によりましての減額であります。

2項の医業外収益であります。7,806万7,000円の増で、3億8,587万2,000円の計上であります。

1目受取利息及び配当金であります。1節預金利息であります。8万3,000円の減額であります。これは定期預金利息並びに普通預金利息の減によるものであります。

2目の患者外給食収益であります。1節給食収益であります。17万6,000円の増額であります。これは付添人の給食、職員の給食増による内容であります。

3目その他医業外収益であります。7,797万4,000円の増で、8,434万6,000円の計上であります。

1節受取保険金であります。7,722万7,000円の計上であります。内容につきましては、医療過誤訴訟に係る保険金であります。内容につきましては、損害賠償金7,200万円、委託料518万1,000円、旅費4万6,000円の計上であります。

2節のその他医業外収益であります。74万7,000円の増額であります。院内保育料増のほかの内容であります。

8ページをお願いいたします。

収益的支出であります。1款病院事業費用であります。6,334万円の増額で、16億6,855万3,000円の計上であります。約4%の増を見ております。

1項医業費用であります。6,379万円の増で、15億4,239万7,000円の計上であります。

1目給与費であります。3,807万6,000円の減額で、9億2,296万2,000円の計上であります。約4%の減となっております。

1節医師給であります。1,259万7,000円の減であります。これは内科、整形、

小児科の未採用による減であります。

2節看護師給であります。230万2,000円の減であります。これにつきましては、採用による増、また未採用による減等による内容であります。

3節医療技術員給であります。146万1,000円の減額であります。これは1名未採用による減額となっております。この給与本俸につきましては、既決予算に比べまして約1,636万円の約4.6%の減となっております。

7節の医師手当であります。735万6,000円の減額であります。各扶養手当等による内容であります。これは医師の未採用による減の内容であります。

8節看護師手当であります。226万7,000円の減額であります。これは扶養手当等の内容であります。これも採用、退職による増減によります内容であります。

9節医療技術員手当であります。111万1,000円の減額であります。期末手当等による減額であります。これも技師未採用による減によるものであります。

10節事務員手当であります。3万9,000円であります。これは扶養手当等による増であります。

11節技術員手当であります。1,000円の減であります。これは期末手当の減であります。

手当に当たりましては、既決予算と比較いたしまして約1,069万6,000円、約6.3%が減額となっております。

13節諸手当であります。604万7,000円の減であります。これは特殊勤務手当、宿直・日直手当等による内容であります。

14節の賃金であります。123万4,000円の増であります。内容につきましては、臨時職員の増、出張医の増、嘱託の減等による内容のものであります。

15節報酬であります。これは委員会報酬の増によるものであります。

16節法定福利費であります。625万2,000円の減であります。これは共済組合負担金等によるものでありまして、医師の不採用によるものが大きな内容であります。

9ページをお開き願います。

2目の材料費であります。3,862万6,000円の減で、2億5,103万3,000円の計上であります。約13.3%の減であります。

1節薬品費であります。464万5,000円の減であります。これは患者数の減によります1,630万3,000円の減、また1日当たり平均単価減による1,165万8,000円

の増によるものであります。

2節の診療材料費であります。2,942万8,000円の減額であります。これにつきましても、患者数の減による1,154万8,000円の減、1日当たり平均単価158円減による1,788万円の減が内容であります。

3節の給食材料費であります。441万6,000円の減であります。これは食数減によるものであります。

4節医療消耗備品費であります。13万7,000円の減であります。これは医療消耗備品購入減による内容であります。

3目の経費であります。7,758万9,000円の増で、2億7,296万2,000円の計上であります。

2節の旅費交通費であります。11万6,000円の増額であります。会議出席等によるものであります。

3節の消耗品費であります。27万6,000円の減であります。事務用品費の減によるものであります。

5節光熱水費であります。38万5,000円の減であります。電気料等による減であります。

6節燃料費であります。41万9,000円の減であります。A重油等による減が主な内容であります。

7節食糧費であります。7万4,000円の増であります。これは待合室等のお茶による増の内容であります。

8節印刷製本費であります。21万3,000円の減であります。処方せん印刷減のほか、各課にわたる印刷等による減であります。

9節手数料であります。35万8,000円の増であります。これは医療廃棄物処理料増が主な内容であります。

11節保険料であります。2万6,000円の増であります。自動車損害保険料増によるものであります。

10ページをお開き願います。

13節職員被服費であります。7万5,000円の減であります。白衣等購入減によるものであります。

14節使用料であります。127万2,000円の増であります。特に酸素濃縮装置使用

料等による増が主な内容であります。

15節委託料であります。518万1,000円の増であります。これにつきましては、訴訟委任委託料によるものでございます。

17節諸会費であります。7万円の減であります。これは医師会会費減のほかによるものであります。

18節補償、補填及び賠償金であります。7,200万円であります。これはこのたびの医療訴訟にかかわる賠償金7,200万円のものであります。

4目の減価償却費であります。6,314万6,000円で、8,831万8,000円の計上であります。各1節建物減価償却費3,985万6,000円の増、2節器械備品減価償却費2,007万円の増、3節構築物減価償却費297万7,000円の増であります。4節の車両減価償却費24万3,000円の増となっております。当初全体の29%を計上しておりましたが、今回全額100%の計上であります。

6目の研究研修費であります。24万3,000円減の567万4,000円の計上であります。

1節図書費26万2,000円の増であります。医学図書費等によるものであります。

2節旅費交通費であります。47万8,000円の減額であります。学会出席等による減額のものであります。

3節研修雑費であります。2万7,000円の減になります。学会及び研修会費の減額によるものであります。

11ページをお開き願います。

2項医業外費用であります。45万円の減額で、1億2,585万6,000円の計上であります。

1目支払利息及び企業債取扱諸費であります。2節一時借入金利息であります。6万7,000円の減であります。

2目患者外給食材料費であります。19万3,000円の増額で、247万8,000円の計上であります。付添人及び職員給食材料費の増であります。

4目雑損費であります。1節不用品売却原価その他雑損費で57万6,000円の減であります。これにつきましては、貯蔵品減による消費税の減額であります。

2ページにお戻りいただきたいと思います。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員

給与費であります。 3,807万 6,000円減額で、9億 2,296万 2,000円の計上であります。

第5条、他会計からの補助金であります。既決予定額2億 9,828万円の計上となっていますが、区分の各補助項目増減の内容であります。既決予算額に対しましては同額の内容であります。

第6条のたな卸資産の購入限度額であります。購入限度額につきましては3,246万 5,000円の減額となりまして、2億 6,575万 8,000円の計上となるものであります。

なお、3ページの平成14年度厚岸町病院事業会計補正予算実施計画書、4ページの平成14年度厚岸町病院事業会計補正資金計画書、5ページから6ページの平成14年度厚岸町病院職員の補正給与費明細書については、説明を省略をさせていただきます。

12ページ、13ページの平成14年度厚岸町病院事業予定貸借対照表をごらんいただきたいと思います。

13ページをごらんいただきたいと思います。

資本の部でございますけれども、下から5行目の当年度未処理欠損金の額でございます。2億 4,961万 9,000円と計上させていただいておりますけれども、この内容につきましては、前年度の繰越欠損金 2,523万 9,000円と、平成14年度の純損失 2億 2,438万円の合わせて2億 4,961万 9,000円の計上であります。この金額が平成15年度に繰り越す内容であります。非常に厳しい経営状況でございます。今後一層経営努力に努めてまいりたいと思います。

以上、簡単、雑駁な説明であります。よろしくご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 以上、本10件の審査方法についてお諮りします。

本10件の審査については、議長を除く18名の委員をもって構成する平成14年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本10件の審査については、議長を除く18名の委員をもって構成する平成

	14年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。	
	本会議を休憩いたします。	休憩時刻 1 1 時 4 5 分
議 長	本会議を再開いたします。	再開時刻 1 1 時 4 8 分
	昼食のため、1時まで休憩いたします。	休憩時刻 1 1 時 4 8 分
議 長	本会議を再開いたします。	再開時刻 1 3 時 0 0 分
議 長	日程第3、これより一般質問を行います。 質問は通告順に行っていただきます。 初めに、10番、室崎議員の一般質問を行います。 10番、室崎議員。	
1 0 番	さきに提出いたしました一般質問通告書に従いまして、ご質問申し上げます。 質問は2つございます。 1つは、町立病院の医師、看護師などの医療技術員の確保についてであります。 まず、第1番目としまして、町立病院における医師の現在厚岸町の定員数ですね。定数と現在の状況及び今後の展望についてお聞かせをいただきたいんです。町の中には、町立病院の先生が今非常に少なくなってしまって、やっていけるんだろうかというような非常に不安の声が出ておりますので、その点についてきちんとしたご説明をお願いしたいわけです。 2番目といたしまして、看護師についてであります。この看護師さんの確保についても非常にご苦労なさっているという話を伺っておりまして、非常に定員割れになっているというような話も聞いておりますので、この点につきましても、看護師の確保のためにどのような対策を今までも行ってき、これからどのように進めていくのかということについてもご説明をいただきたい。 最後に、町立病院の予算書を見ておりますと、医療技術員確保対策費というものがございまして、ずっと例年 500万円程度のものが張りつけられております。それがどのような形でどのようなものに利用されているのか、使途につきまして、その明細を具体的に説明をしていただきたいわけでありまして。	

議 長
町 長

2問目は、ゼロ・エミッション事業についてであります。

厚岸町の進めてきましたゼロ・エミッション（廃棄物のない）事業ですね。ゼロ・エミッションとは廃棄物のないという意味だそうですが、事業の成果と課題及び今後の展望についてお聞かせをいただきたい。

また、ゼロ・エミッション事業による我が町の産業支援の展開については、今後どのように進めていくのか。今までどのように進めてきて、今後どのように進めていくのか、具体的に説明をしていただきたいわけです。

また、この事業の大きな成果とされると考えられます我が町の開発しました堆肥化システムというのは、今後どのような形で生かされていくのか。これについてもご説明をいただきたい。

以上でございます。

町長。

10番、室崎議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、町立病院における医師の定数と現在の状況及び今後の展望についてのご質問ですが、医療法上の医師定数は、入院・外来患者数等から12名であります。現在の町立病院医師体制につきましては、内科2名、外科2名の計4名体制になっておりますが、3月末日で内科医1名、外科医1名が退職することになるために、医師数としては常勤医2名となります。年度内において欠員となっている内科、整形外科、小児科医の確保のために、関係大学等に赴き、積極的に医師招聘に努めてまいりましたが、補充に至らなく、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけし、まことに申しわけなく思っております。

新年度4月からの体制であります。現時点では外科の後任として北大第一外科から2名の派遣と、内科医の後任には京都府立医科大学卒業の医師が内定しており、4月1日から外科3名、内科2名の計5名体制となります。

なお、内科医に関しましては、今年9月ごろに高知医科大学から1名派遣されることが内定しております。

また、現在、釧路市で勤務されている内科医にも招聘に向けて対応をいたしております。

その他、消化器内科が専門である旭川医科大学第三内科、循環器内科が専門である札幌医科大学第二内科にも医師派遣についての働きかけを行っており、札幌医科

大学からは月に1度、循環器内科の診療援助をいただいております。

小児科医については、全国的に不足をしている状況の中、確保の見通しは立っておりませんが、東大小児科医師連合を初め関係医科大学等に、また整形外科については、現在札幌で勤務されている外科医が整形外科も担当していただけたらということで、積極的に招聘に向け対応をいたしておるところであります。

なお、現状の当院の医師数は、医療法上の医師の定数12名に対し、出張医を換算しても6.5人で、充足率60%以下のため、入院基本料の3%が減額され、標欠、つまり標準に対して欠員が生じている状況になっておりますので、この標欠解消のためにも、少なくとも8名の医師が必要であります。

いずれにいたしましても、今後も関係医科大学等に対し、医師の安定供給について継続的に働きかけを行ってまいります。

開設者である私といたしましても、町立厚岸病院は地域住民の命と健康を守る大切な機関であると認識しておりますので、特に町立病院医局と一層の協議を重ね、町民から信頼される病院づくりに取り組むとともに、今後の医師体制については、医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、町民の医療ニーズに沿った診療体制や病院経営のあり方を充分検討していかなければならないと考えておりますので、ご理解を願います。

次に、看護師の確保のためどのような対策を行ってきたか。また、今後どのように進めていくかのご質問であります。まず看護師の数ですが、平成15年3月1日現在の看護師及び准看護師数は41名であり、医療法の基準は満たしているものの、当院は救急医療や透析などを行っているため、定数は助手を含め45名となっております。

看護師確保のための対策ですが、具体的には病院、看護学校の訪問、ナースバンク、ハローワークの求人登録、求人専門誌、新聞への掲載、新聞折り込みチラシ等の対策を講じてまいりました。結果、7名の採用と平成15年度新規予定者2名を含め、計9名を確保したものの、退職者がこれまで8名、3月の予定者2名を含めると計10名で、平成15年4月1日の看護師の数は、昨年4月に比べ1名減の41名となる予定であります。

看護師確保対策には、病院として努力はしておりますが、傾向として地理的条件の問題や都会志向が強く、困難なものとなっております。今後の対策としては、従

来の対策の継続と、さらに一步進んで積極的に各病院、看護師養成機関に働きかけ講じてまいりたいと考えております。

次に、医療技術員確保対策費の使途につきましては、平成14年で 517万円の支出見込みであります。具体的な使途の内容でありますが、継続的な医師派遣や診療等のアドバイスをいただいている大学に毎月医師派遣顧問料として20万円の年間 240万円、また専門内科である循環器内科の派遣をいただいている釧路市立病院に医師派遣料として毎月 7万 7,500円の年間93万円を支出しております。これにより、専門医の充足が困難な当地におきましても、何とか循環器内科の専門的治療が受けられる場を確保しておりますし、関係大学からは年に数回視察いただき、診察のアドバイスをいただいております。

その他、医師の招聘、派遣等にご支援をいただいている大学及び病院の諸先生に年 1 回謝礼として合計45万円、また医師の招聘及び派遣や当院でお世話になっている諸先生にお中元、お歳暮として地元特産品を送っており、この経費は48万 9,000円となっております。また、主に大学や関係病院に医師の招聘及び派遣依頼のあいさつに出向く折に、お土産として地元の特産品を持っていき、その経費は34万 4,000円であります。その他に、医師不足の中で当院医師業務の負担の軽減を図るために、大学医局等より土・日等の宿日直や診療の支援をいただいております、それにかかる経費は45万 7,000円の見込みであります。また、日ごろから内科医を招聘依頼している大学の先生に厚岸町においでをいただき、学術講演会の講師を依頼するに当たり、10万円の謝礼をしております。

以上が医療技術員確保対策費の使途の内容であります。現在、各医育大学では、平成16年から始まるスーパーローテイト（総合診療方式）に対し、各医局の人員体制を整えるために、各地に派遣している医師を引き上げ、自己体力の増強を図る姿勢を示しており、もともと厚生労働省のねらいとして、医師を地域に分散させる目的の一環として提唱したスーパーローテイト方式が、逆に地域の医師不足を助長させる結果となり、地域での医師確保はますます難しさを増す現状となっております。

そのような状況の中で、各関係機関に出向いた折、少しでも当地の事情を配慮の中に努めてもらうよう動機づけに苦慮しているところでありますが、前段の医療技術員確保対策費が十分な効果を上げられるよう、最善の努力をしてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、2点目のゼロ・エミッション事業についてのご質問のうち、まずゼロ・エミッション事業について、厚岸町の進めてきたゼロ・エミッション事業の成果と課題及び今後の展望についてであります。まずその成果であります。循環型社会の到来をいち早く察知し、そのあるべき方向性について早い時期から検討を重ね、さらには当町の産業形態、地勢、気候等に合致した当町独自の資質の構築について、専門家を含めた研究や関係者の協力を得ながらの実証試験の実施を並行して行うと同時に、実現可能性についての検証をし、ゼロ・エミッションいわゆるごみを資源として再利用することにより、限りなくゼロに近づけるという基本的なコンセプトを構築し、有機系廃棄物の一部については、現在厚岸町有機資源堆肥センターにおいて、そのシステムとしてのサイクルに組み込まれており、この事業の成果の一つとして評価できるものと考えているところであります。

また、同センターのシステムは、今まで大量の熱エネルギーを投入しなければ不可能とされていた限界域における堆肥化が約70度から80度での高温で、かつ40日から50日間の短期間での完熟発酵が可能なことを実証したこととなり、このノウハウについても、他のシステムに応用可能な大きな成果であると考えております。

しかし、この有機系廃棄物の処理量は、市内の全体の排出量に比較して、まだ微量と言わざるを得ない状況であり、さらに有機系以外の廃棄物にかかわる処理システムについては、関係法令等に基づくリサイクル、ペットボトル、空き缶などにとどまっているのが現状であり、今後の課題として継続して研究していかなければならないと考えているところであります。

いずれにいたしましても、今、国を初め全国的な動きとして、従来の廃棄物をいかに有価物として資源化あるいは再利用してゆくことができるかが大きな課題となっており、前段申し上げました当町の産業形態、地勢、気候等に合致したゼロ・エミッションシステムの確立を目指して研究を重ねてまいりたいと考えております。

次に、ゼロ・エミッション事業における我が町の産業支援の展開について具体的に説明していただきたいとのご質問であります。前段ご答弁申し上げましたとおり、有機系廃棄物の一部については、現在厚岸町有機資源堆肥センターにおいて、その処理を行っておりますが、この処理物にはこれまで産業廃棄物または有価物として町内で処理されていた魚の加工残渣やウニ殻、処理に多額の費用を要していたヒトデなども、下水道汚泥や牛ふん尿と混合してコンポスト化しており、水産加工

業界や漁業関係者からは、少なからず経営のコストダウンにつながるものとして歓迎されていると認識しておりますが、このことのみが質問者の意図とされるゼロ・エミッション事業による当町の産業支援の展開であると位置づけできるものではないことも同時に認識しているところであります。

ゼロ・エミッション事業による当町の産業支援の展開について、具体的に説明とことでありますが、このゼロ・エミッション事業の基本理念として、21世紀のまちづくりの戦略を食糧、環境、エネルギーと位置づけしているところであり、これは第1次産業を基幹産業としている当町の基本戦略でもあります。すなわち安全な食糧を確保するには、良好な環境保全と生産活動のためのエネルギー確保が必要な条件であり、漁業、農業、林業を抱えている当町は、これを強力に推進していくことができるかが産業支援につながるものと考えております。

具体的な展開については、まず基本的コンセプトとして資源の循環を基本とした環境に負荷を与えない生産方法の研究と導入、普及が必要であり、その成果として生産物も安全で良質なものが生産されるものと考えます。

また、当町の取り組みとしての内発的発展に寄与することを期待するため、その基盤は地域の資源、環境、人、産業、情報などを最大限に活用したものでなければならず、産業と環境が有機的に連携し、これを育て上げていくことが必要で、これを基本とした今後の展開として、1つ、資源の循環を基本とした産業の振興、1つ、環境に極力負荷を与えない生産手法の研究、1つ、生産物は安全で良質なものを追求、1つ、そしてこれを活用し、付加価値をつける製造業など、産業の拡大展開など、これらを総合的に推進することが産業支援の展開につながるものと考えております。

また、我が町の開発した堆肥化システムは、今後どのように生かされていくのかという点についてであります。ご案内のとおり、この厚岸町有機資源堆肥センターは、循環型社会に向けた大きな取り組みの第一歩であります。同センターでは、牛ふん尿だけではなく、町立病院等の町の公共施設から排出される生ごみ、下水汚泥、ウニ殻やヒトデなどの水産廃棄物までを取り込んで処理しております。でき上がった堆肥は、牧草地などに還元され、そこから良質の牧草が収穫され、それを食べる乳牛から品質のよい牛乳が生産され、そして乳牛から排出されたふん尿は、また堆肥センターへと戻り、厚岸町資源循環型まちづくりとしての有機資源のリサイ

クルが一つのシステムとして動き始めたと言えると考えております。

しかし、このシステムには課題も残されております。ご承知のとおり、同センターでは、町営牧場で排出される育成牛のふん尿を主に処理しているところであり、当町の産業廃棄物のほとんどを占める町内酪農業から排出される年間約20万トンとも推計される牛ふん尿については、一部の酪農家を除き、同センターのような良質で、かつ短期的で堆肥化できる施設等については、各酪農家の資金面や後継者など労働力の面で、この堆肥化技術を活用した施設整備の導入がスムーズに進んでいないことも事実であります。

さらに、導入後の各酪農家の労力やコスト面を考えると、このシステムの各農家への普及には、まだ時間が必要であることは確かであり、今後はいかにこのシステムを安定させるかが大きな問題ではないかと考えられます。

したがって、今後においてもクリーン農業を推進する当町にとって、家畜、ふん尿など有機資源を循環的に活用し、適正に処理できる模範的施設として、その役割は重要であると考えますし、一般廃棄物や生産現場から排出される有機性廃棄物を処理、活用する施設として、また基幹産業である水産業と酪農業を本町の良好な自然環境の中で食糧生産を担っているところであり、今日のBSEを初めとする食の安全の問題に対して同様の課題を抱えていますが、両産業が環境保全という共通の意識を持ちながら、有機的に連携できる先導的な役割を果たすべき施設として有効活用を図っていかねばならないと考えております。ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議 長

10番、室崎議員。

10 番

町立病院の問題から入りますが、厚岸町だけではないんだと言えばそれまでなんですけれども、大変なご苦勞をなさっていると。特に、この医師の確保に関しては、町長さん初め担当者の方たちが本当に大変な心勞を重ねて医師の確保のために奔走しているということはよくわかっているつもりであります。

そして、これは一人厚岸町だけじゃなくて、今町長の答弁の中にもありましたように、こういう私どものような自治体がみんな非常に苦勞しているという実態があるということは、これはもう全くそのとおりでありまして、そういうところを踏まえての質問でありまして、だからこういう特効薬があるというような種類のもので

ないということはよく存じておりますので、その上でお聞きしておりますわけですから、その点は質問者の意図もご理解いただきたいわけです。

それで、今、法的には12名と言うんですが、これは出張医を入れて12名ということだと思うので、大体厚岸町の場合には、厚岸町の常時いらっしゃる方は8名体制になれば何とかなるということだと思うんですよね。それが現在4名になっている。そして、3月末をもって2名退職というお話なんですけど、これは在籍といいますか、帳簿上がそのようですね。帳簿上は3月末をもって2名いらっしゃらなくなるんですが、おやめになるお医者さんはそれより前に有休をとりまして、実際には出でなくなります。現実には何かもう町内に流れているのは、20日ごろからは2人になってしまうのではないかなという話も出ているんですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

それから、あっちこっち駆けずり回って、いろいろな大学やいろいろなつてを求めて、何とか4月以降いろいろなお医者さんに来ていただくように今手配をされていて、そのうちから4月からは5名の体制は何とか確保できそうだと。その後もまだ明確ではないけれども、何人かのお医者さんが来ていただくように今めどをつてつつあるというお話でしたので、ぜひそれは実現していただいて、町民の不安を払拭していただきたいわけですよ。いろいろな問題がいろいろな部署にはございますけれども、この病院でお医者さんがいないというのは一番大きなやはり不安ですので、ぜひよろしく願いしたいです。

それで、今お聞きしていますと、関係諸大学、医学部の研究室ということになるんでしょうかね。そういうところに随分と声をかけられていると言うんですが、それ以外のところはどのようなんですか。

例えば北海道地域医療振興財団というのがございますね。これには声をかけてますでしょうか。それともこれは町長は非常に詳しいと思うんですが、ありていに言いまして、使い物になるのかどうかというような評価もあるようですが、町長としてはこれをどのように評価していますか。それとはどのような接触をしておりますか。

地域医療財団としては、今、いろいろな動きをしているんだと。ドクターバンクの推進だとか、いろいろなことを書いたものでは言ってるんですけども、現実にはどうなのかは、ちょっと私どもではわからないので、私どもの方でちょっと書いた

ものを見た、こんないいものあるんじゃないかと言ってみたところで、実は絵にかいたモチだということもあるかもしれませんので、そのあたりお聞きしたいんです。

それから、いろいろなものの中で、自治医大というのがございますね。これは鳴り物入りで、こういう自治体に赴任するお医者さんを育てようという意図のもとにつくられた大学だというふうに聞いております。そこを出た方たちが結構今たくさん数になってきて、一つの集団になっているという話も聞いているんですが、そういうところとの接触はどうなんでしょうか。

それから、あるいは全くそういう大学とは別のお医者さんたちのネットワークと言ってみてもちょっとおかしいし、一つの団体というようなものでしょうか。地域医療ということを生懸命考えるお医者さんたちの集団というのも、全国的にも、また全道的にもできているというような話もちろちら聞こえるんですが、そういうような方との接触というようなことはなさっているんでしょうか。先ほどのご答弁の中では、大学の研究室だけが何か非常にクローズアップされておっしゃられていたようなので、そのあたりを補完していただきたい。

それから、次に、看護師の確保についてもこういうふうに関係を打って、何かおやめになった方が何人か出ると、やっぱり町の中にはいろいろなうわさが流れまして、看護師さんが非常に少ないんじゃないのかというような話があったものですからお聞きしたんですが、きちんとした手を打たれて、その点は大丈夫なんだというふうに今お話を聞きましたので、私自身もほっとしております。今後とも看護師さんの確保、それから体制の確保については、きちんと進めていただきたいということは切にお願いするところです。

どうしても病院というのは、お医者さんがクローズアップされるんですが、実はお医者さんだけでは病院はつくれないですね。お医者さんのほかに看護師さんや、それからあるいはいろいろな検査技師さんとか、あるいは理学療法士さんとか、エックス線の技術者とか、いろいろないわゆる医療技術者と言われる方たちのそれぞれの部署がきちんとでき上がって、有機的関連になったとき、初めていい病院と言えるわけですね。だから、お医者さんさえいればというのは全く素人の、目に見えるところだけしか見てないという話でございますので、そういう点でも何かそういう医療技術者の体制というものをきちんとしていただきたいという意味で、代表して看護師というふうに書いておいたわけですので、よろしくお願

たいんです。

それで、お医者さんの場合にはいろいろお聞きしますと、お医者さん同士のそういう、先ほどもちょっと申し上げましたが、いろいろなネットワークのようなものがあって、そういうものからまた町立病院はこういう病院なので、お医者さん足りないから応援頼むというようなことでいろいろなつてができていくと。今までもそういうことも随分あったようですが、看護師さんは看護師さんで、やっぱり同じようなものだと思うんですね。

それで、そういう看護師さん同士の横のつながり、それによってまたナースバンクやハローワークや、いろいろな組織があって、看護師さんの病院側からすれば確保ですが、看護師さんの方から言うと就職ですよ。そのいろいろな情報が伝わるようになっていくと思うんですが、と同時に、やはり看護師さん仲間のと言ったらおかしいんですが、看護師さん同士のいろいろな情報交換があって、初めてそれが生きてくると思うので、そういうものは病院として積極的に支援し、つくり上げていくということが大事だろうと思いますので、その点についてのお考えもお聞かせいただきたいわけです。

それから、医療技術員確保対策費ですが、これは予算書を見てみまして、私は平成8年からずっと見てみましたが、その前は見てないんですが、毎年大体500万円以上のお金が使われてます。今、町長のご答弁の中にあつたとおりですね。それで、そのうちのある部分は、いわゆる交際費と言われるものとして使わざるを得ないと、そういうものでもって使われているというのもよくわかりました。

ただ、今非常に大きな額で顧問料というのがあつたんですが、これは幾つかの大学が顧問になっているんですか。顧問というのはどなたがなっているんですか。それで、その顧問契約というのはいつからしているんでしょうか。これはやはり教えていただきたい。

それから、派遣料というのは、これはそういう医師を派遣してくださった病院側に対するお礼というような形の性質のものなんでしょうか。それとも何かこれは医師に直接渡すものではないですよ。このあたりを教えていただきたいんです。

それで、あといわゆるいろいろなあいさつや、そういうもののために必要だというのは、これは数がたくさんあるからこういう額になってくるんだろうと思いますので、そういうものについては、やはり当然必要だろうなというふうに私も思いま

すので、それはよくわかります。いずれにしても、ここから浮かび上がってくるのは、非常に医師の確保のために苦勞している自治体の実態というものが浮かび上がってくるという感じが今いたしまして、聞いていて非常に切ない思いがいたした次第です。

それで、やはり町民の中に、こういう医師を確保するためにここまで苦勞しているということは、余り知られてないんじゃないかという気もするんですよ。やはり町立病院にいい医者さんをきちんと確保するためにこれだけいろいろ苦勞しているんだということは、やはりはっきりと示して、そして町民からの広くいろいろな英知を集めていい病院をつくっていくという姿勢が特に必要なのではないかというふうに思いますので、その点についても町長のお考えを伺いたいんです。

次に、ゼロ・エミッションの事業についてであります。

ゼロ・エミッション事業というのは、まさにただいまの非常に懇切丁寧なご答弁をいただきまして、なるほどなと思ったんですが、これはAというところに出したごみをBというところが資源に使い、Bというところに出したごみをCというところが資源に使いというふうにして、ぐるぐるぐるぐる回すと、世の中にごみというか廃棄物というか、それはなくなってしまうと。ゼロというのは、ワン、ツー、スリーのゼロですね。エミッションというのは廃棄物という意味なんだそうです。そういうシステムを町の中につくろうという、いわゆる今まで廃棄物として捨てられていたものを資源としてきちんと利用するシステムをつくろうということがゼロ・エミッションシステムの構築ということなんだそうで、それを厚岸町は果敢に取り組んで、もう約10年になるというふうに伺っております。

それで、その中から有機資源堆肥センターですか、そういうものも出てきているというお話も伺いました。それで、これを一つの核にして、新しい21世紀のまちづくりというものをつくっていききたいという今のお話は、まことに同感でありまして、それをぜひ力強く推進していただきたいと、そのように思います。

それで、ちょっと気になりますのが、前回の議会で、ある議員さんが堆肥センターの役割についてお聞きしたときに、これはもう実験機関としての役割はもう既に終わったんだというような答弁がありまして、ちょっとびっくりしたんですが、確認しておきますが、今回の話を聞いておりますと、まだまだこのセンターの一つの実験といいますか、システムを構築するための役割というのは終わっていないとい

うふうにこれは確認しておいてよろしゅうございますね。

それから、現在はたしかキヨモトバイオとかというところの土壌菌を使ってやるということは前に議会で説明があったんですけども、現在は土壌菌が一つの花盛りでございまして、いろいろな例えば帯広畜産大学のあたりからも、あるいはいろいろな企業からも、この土壌菌についての研究の発表がなされております。そうすると、そういうようなものを使って堆肥をつくっていくシステムとしては、この堆肥センターのシステムというのは、なお一層有用性を増してきているのではないかなというふうにも思われますので、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

それから、ここででき上がった堆肥というのが非常に質がいいというふうに聞いております。それで、そのようなデータというものはいろいろお持ちだろうと思いますので、数字を並べられても今ちょっとわかりませんので、そういうものをかみ砕いた形でご説明をいただければ幸いです。

なお、他のシステムとの比較がありましたら、それについてもかみ砕いた形でご説明をいただければ幸いです。

それから、こういう新しいシステムで有効な堆肥をつくるということが、もし各農家においても可能になるならば、これは非常に大きな農業の支援になるというふうに私は考えるんです。それは今回家畜のふん尿に関する法律が新しく施行されていくようですし、また新聞で1カ月か2カ月前ですか、土中硝酸体窒素の調査が outcome しまして、それで非常に化学肥料や、あるいは場所によっては過剰施肥ですね、そういうものによって水や土が汚染されていると。土の地力が非常に失われてきているというような話が出てきました。

農家としては、今まではこういうふうにした方がいいんだと思って進めていたことが、ある日いきなり規制の対象になるというような事態が出てこないとも限らない、そういう時代なんですね。すると、これはまた経費も非常にかかりますし、非常に大変なことなんです。

ですから、現在の規制値をクリアできさえすればいいんだという形での施設をつくってよしとしていますと、実はこれがいわゆる重複投資を招くことになってしまう可能性も非常にあるわけですし、将来を見越しながら先へ先へという形の指導というもの、これは実際に行っている個々人にやれと言っても無理ですから、そういうことこそ行政の行う産業支援だと思うんですね。そういう意味でも、この厚岸町

の開発したシステムというのは大いに生きていく部分があるのではないかというふうに思われますが、その点はいかがでしょう。

それからまた、先ほどいろいろな水産残渣等もいい肥料として使えるようになるシステムなんだという話がありました。それはそれで全くそのとおりに行っていれば、これは水産業に対する大きな支援になると思います。生産コストを下げるということになりますから。

と同時に、今各地で問題になっているのは、国が旗を振って行かせた多頭化飼育によって、そのふん尿の処理対策が非常に後手に回ってしまっているという現状なんです。これはもう国に大きな責任があると思います。その多頭化にせいということについてはどんどん旗を振ったのに、そのふん尿の対策については非常に渋ったわけですからね。それで、そのツケを全部農家や、あるいはその地域の自治体に押しつけているわけですから、これはもう幾ら国が批判されても、私は批判し過ぎることはないと思うんですが、そういうことによって、いわゆる畜産公害というような言葉がマスコミの中にまで使われていくわけですね。これは農家にとっては非常に辛いことだと思うんです。

そういうことによって、完全に堆肥化されていないようなふん尿がまかれまして、これが川に入る。そうすると、当然川や、厚岸町の場合には湿原や、いろいろなそういう環境に対する問題もありますし、それが海まで来てしまいますと、これは食料品の生産現場にふん尿が流れ込むということになります。

これについては、溶血性大腸菌を初めとするいろいろな雑菌が、ここでもっていろいろな食料品をつくっているところに流れ込むのではないかというような、そういう懸念を持たれてしまうようなことになってしまいます。そうしますと、やはり各農家で自分のところの21万トンですか、と言われている牛ふんの対策がきちんとできるシステムが構築されるということは、実はこの地域における水産業に対する大きな支援でもあるわけですね。

そういう点で、先ほどから安全で安心というような言葉も出ていました。安全な食糧をつくるということも出ておりました。そういう点のために、やはりゼロ・エミッションの事業というのはまだまだ発展させていかなければならないんじゃないかと、そのように思われますが、いかがでしょう。

現在、厚岸町の一般廃棄物、産業廃棄物を合わせますと22万 5,000トンですか、

議 長
町 長

大体そのぐらいあると言われてますが、そのうちの21万トンが牛ふんどし、これは机上計算だそうですが、言われてますね。その残りの中に高分子系化合物だとか、処理困難物だとか、いろいろ入ってくると思います。それらを一遍に全部きれいに資源として使うシステムをこの1年以内につくりましようと言ったって、これは不可能な話なんです。ですから、まずできるところからということで進めていっていただきたいと、そのように思いますので、以上の点についてのお考えをお示しいただきたいわけです。

町長。

再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

数多くの再質問ございましたが、私からは2点についてお答えをし、そのほかは担当課長並びに病院事務長から答弁をさせます。

まず、第1点の北海道地域医療振興団の問題であります。これは財団法人でございまして、昭和60年に設置をされた振興団でございます。私もかつてはおつき合いのある財団であります。私も町長になりましてから、この財団を窓口にしなが、何とか厚岸町の医師確保ということで頑張っておるところでございまして、この財団の主たる目的は医師確保の難しい市町村の要請にこたえるということであり。特に、平成13年からは札幌医科大学と連携を図りまして、5名の医師を強制的に医師過疎を解消するために派遣をするという仕事もしております。昨年、私もお願いしたところですが、厚岸町よりもまだ医師の過疎地がたくさんある。何とか我慢していただきたいという経緯もありました。しかしながら、振興団は極めて地域の広い医師確保をいたしております。札幌医大のみならず、全国から招聘をいたしておるわけでございまして、おかげさまで厚岸町においても、現在の医師の中で、その財団から派遣をされた医師もござい。ます。

それから、先ほど札幌の医師が来る予定であるという答弁をいたしました。この方も振興財団からの派遣ということで、今大きな期待をいたしておるところであります。しかしながら、若干難しい点もあるやに承っておるわけでござい。ます。このように北海道地域医療振興団とも今後とも連携を密にしなが、厚岸に医師を招聘、確保させていただきたいというふうにも考えております。

さらにはまた、自治医科大学の件であります。私自体は大学に行ったことはござい。ません。しかしながら、元厚岸町にいた先生等も自治医科大学の出身でありま

す。ご承知のことと思います。この先生を通じながら、厚岸町の事情を訴えながら、医師確保に努めておりますし、さらにはまた札幌医科大学に新しくできました地域医療何とかという、要するに地域に医者を派遣するという点についても、これは自治大学の関係等もございまして、そこにも働きかけておるわけであります。

このように北海道地域医療振興団並びに自治医科大学等、地域医療にとっては最も頼りにできる場所です。今後とも積極的に取り組んでまいりたい、連携を密にしてまいりたい、このように考えております。

2点目の町長としての医師の確保はどうあるべきかということでもあります。実は、ご承知のとおり、私は町長になりましてから2年たちました。私は選挙前、皆さんとお約束いたしました。町立病院を信頼できる病院にいたしたい。より充実した内容にいたしたいということでお約束をさせていただきました。多くの町政の課題が多い中で、私は何と言いましても、やはり厚岸町民の命と健康を守ることが最も大事なことであり、最善の努力をさせていただいております。

その中でも、医者確保は大変難しい。あちこち先ほどお話しいたしましたとおり、道内の3医大と言われております北海道大学、また札幌医科大学、また旭川医科大学等にも何度も足を運んでおります。その成果は若干見られておりますが、まだ目に見えていないということはまことに申しわけなく思っております。ございまして、それはいろいろなやはり都市部における医師は過密と言っても過言でないくらいおります。しかしながら、私どものような地域にはなかなか医者が来ないということが実態でもあります。

しかしながら、そうは言っておられません。これからは町長として、厚岸町民の命と健康を守る責任者として、しかもまた厚岸町立病院の開設者でもあります。その責任を重く考えながら、これからは8名を目指して最善の努力をさせていただきたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長

病院事務長。

病 院
事 務 長

医師確保の関係でございますけれども、今町長の方からもるるお話をさせていただいたわけでございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたように、今月末で固定医が2名ということで、大変町民の皆さんには心配をかけている状況でございます。

そういう中で、先ほどご質問者でございますけれども、内科の池田先生ですか、

一応今度退職されますけれども、予定では10日ということとなっておりますけれども、途中13日とか、18日とか、中で診察と検診においでをいただくことになっておりますけれども、いずれにいたしましても、固定医はそれまでほかに応援が来ないわけですから、その間どうしようかということで、今いろいろ北海道地域医療財団ですか、そこにもお願いしたり、また外科の方も北大の方をお願いをして、何とかつながるようにということでお願いをしているところでございます。

内科につきましては、若干今残る高井先生が1人で診察をしなければならない日があるかと思っておりますけれども、今北海道地域医療団の方から内科の先生が1週間ぐらい応援をいただくことにもなっております。それと、外科の関係でございまして、院長が20日ごろで一応休暇をとるという話をしておりますけれども、後任というか、引き継ぎ者がいなければ、何とかぎりぎりまでお手伝いをしたいということでお話ししておりますけれども、今北大の方から3月17日から1名応援をもらえるような状況でお話をさせていただいております。大変その間いろいろと町民の皆様にご迷惑をおかけいたしますけれども、何とかできるだけご迷惑をかけないように体制づくりをしていきたいなど、こう考えてございます。

あと関係大学だけに声をかけて、ほかの関係機関とはどうかというお話でございまして、先ほど町長からもお話ありましたけれども、北海道医療財団の方には、私も札幌に出向くたびにお願いもしておるわけございまして、特に平成13年には内科の1名が紹介をいただいておりますし、今回、今まだ招聘の交渉中でございますけれども、1名外科、そしてまた整形もやっていただけるという先生を核に、今努力しているところでございます。そういう面では、今長期もそうですけれども、短期の派遣事業も実施しておりますので、今後も積極的にかかわり合いを持っていきたいなど、こう考えてございます。

それと、自治医科大学の関係でございまして、実は今札幌医科大の地域医療総合講座に第1期の卒業生ですかね、教授に就任してございまして、そこにも何とか出向いていただきまして、いろいろお願いもしているところでございまして、そこを通して自治医科大学とひとついろいろかかわりを持つように今お願いもしているところでございます。

それと、元いた内科の先生でございまして、今北海道の地域医療研究会の代表をしてございまして、その先生に東京ですね、出向いて行ったり、またお電

話等、いろいろご相談もさせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、先ほど町長からもお話ありましたように、最低何とか8名の医師確保に向けて今努力をしておりますので、その点ご理解をいただきたいなと思います。

それと、看護師さんの確保の関係でございますけれども、それぞれ平成14年度につきましても、10名の方がやめられて、また10名の方がまた採用ということで、何とか平成14年度当初の人員は確保されておりますけれども、実際これから今計画しております高次医療といいますか、入院基本料の例えば病棟でございますけれども、3対1の入院基本料を2対5にちょっとグレードアップいたしまして、そういう体制も今考えてございますから、そうなりますと、やはり看護師の増も図っていかなければならないということで、今いろいろ看護部門とも協議をさせていただいております。

それで、先ほどいろいろご質問いただきましたけれども、やはりどっちかというところと医師の方に招聘が重点を思いがちということも当然あるかと思いますが、やはり先ほどご質問者あるとおり、各人が連携をとってやらなければ病院運営というのは成り立たないというのは、私も充分ご承知しておりますので、この看護師確保につきましても、一層当然従来の募集とか、そういうのはもちろん続けていくつもりでございますけれども、やはり早い時期の確保をしていかなければならないということで、特に専門学校ですか。年度末ですともう遅いんですね。そういうことで、今看護学校とも早い時期、やはり6月ごろ出向いて、病院としてのある程度の考え方も示して早目に対応していきたいなと、こう思っております。

それと、特にただ募集して来てもらうということも、それはありますけれども、やはりこの病院が魅力ある病院にしていかなければならないということで、特に今看護部もいろいろ研修、勉強に力を入れております。そしてまた、先ほど情報公開の場をつくり上げていくというお話ありましたけれども、今結構なるべく、できれば研修活動に出向いて、やはりいろいろな関係病院というものにも接触をしていろいろ吸収していくと、そしてグレードアップしていくということで、今一生懸命看護部門は取り組んでおります。

そういう中で、去年病院も事例発表で、うちの初めての研究発表したことがございます。その中で、やはりかなり評価も受けまして、そういう病院であれば行って

もいいというような、そういう方も出ると思うんです。ですから、やはりそういう魅力ある病院づくりと申しましょうか、看護師さんが来ていただけるような、看護目標を持てるような看護体制もつくっていかねばならない。これが一つ今目指しているところでございます。

そういうことで、いずれにしても早めに、欠員になってからすぐというのは、なかなか専門職でございますから、確保できませんので、その辺は充分今後対応していきたいと考えてございます。

それと、医療技術員確保対策費の関係でございますけれども、これは昭和57年度からですか、1大学とのかかわりで現在まで至っているのが実態でございます。契約ということでは、特に契約を交わして顧問料を払っている状況にはございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、派遣料につきましては、これは実は今、月に1回の循環器内科の派遣をいただいている釧路の病院でございますけれども、これについてはきちっとこの病院は釧路支援室運営委員会というのがございまして、そこから派遣をいただいて、各近隣市町村の要望に応じて、医師の土・日の宿直だとか、月1度の専門診療の派遣とか、そういうものを派遣をしている支援室がございまして、そこに病院に派遣料をお支払いしているのが実態でございます。

以上でございます。

議長
農政課長

農政課長。

私の方から、堆肥センターの関係についてお答えをさせていただきたいと思います。

最初のこの施設は実験機関としての役割は終わったという、たしか12月の時点での私の答弁だというふうに思っておりますが、このときの答弁につきましては、この堆肥化をする技術的な部分については終わったと。

ですけれども、この役割というのは、やはり水産資源を活用した水産とも連携のできる施設であるというのが一つでありますし、このような立派な施設については、一般農家ではつくっていないということもあります。また、管内的にもこういった高度な堆肥をつくる施設については持っていない。

そういうことから考えますと、やはりこれは模範的な施設として、有機物、廃棄物が堆肥化をする過程が手にとるようにわかる施設でありますので、やはり一般の

町民の方、それから子供さん方にも環境教育の見本としても活用をしていける施設であるという、そういった意味では、試験施設というふうな形で言えようかというふうに思っております。

それから、菌体を使った肥料の効果ということですが、やはり最近是非常にウイルスだとかクリプトスポルジウムですか、ああいったいろいろな有害なものが出てきてます。そういった意味で、それを殺していくためには、やはり菌体を使ったような堆肥で温度を上げながら、それを殺していくということがこれからはやはり必要になってくるというふうに思っております。ですから、一般農家に対して菌体を使えと言うと、なかなか経費等の面もありますが、やはりこれからは堆肥の切り返し、それから曝気等、手をかけた形で温度を上げる、こういったことが必要になろうかというふうに思います。

それから、この堆肥センターでできた肥料の試験の成果でございますが、こので上がったものにつきましては、肥料登録をしているわけでありまして、発酵肥料厚岸1号という名前をつけているわけですが、この時点で肥料の試験をしています。

それで、この試験のときにはコマツナを使って栽培試験をやった。この肥料を与えない場所と、それから与えた場所というような比較してきているわけですがけれども、この肥料によって収量、それから発芽率、それから黄ばむ現象、こういったことは肥料をやらない部分よりもすぐれている。簡単でありますけれども、そういった成果が出ておりますし、一つ成分的にも15項目ほどの成分を検査をしておりますけれども、この中で特徴的な部分については、完熟度をあらわすバロメーターがちょうどいいラインに行っているといった報告がなされております。

それから、土壤汚染という問題ですが、やはり一般農家であれば生というか、ある程度のものを実際施肥をしておりますけれども、やはり過剰施肥というか、硝酸性窒素が非常に高くなって、土壤に害を及ぼすということが発生する懸念をされておりますけれども、こういった厚岸町の完熟堆肥というものを活用した場合には、ある程度そういったものも避けられると。1カ所に集中しないで、満遍ない形で散布ができるという、そういった有効性もあろうかというふうに思うわけであります。

それから、一般農家の多頭化が進みまして、それに施設が追いつかないのではな

	いかということではありますが、やはりこの施設を模範として、私どもはふん尿の利活用について計画を定めて取り組んでいるわけでありますけれども、そういった中では、この町のようなこういった堆肥センターの施設を見本としたようなものを農家に勧めるというような形で指導をしていきたいというふうには思っておりますけれども、なかなか費用、コストの面で非常に高くつく施設でありますので、非常に難しい面がある。我々も苦慮をしているところでございます。 いずれにいたしましても、この施設については模範的な施設として、これを基準にして農家普及等についても考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
議 長	答弁漏れがあるそうです。 病院事務長。
病 院 事 務 長	先ほどの医療技術確保対策費の関係でございすけれども、この中で派遣料につきましては、契約をもとでお支払いをしております。地域医療支援費の関係でございすね。これについては契約を取り交わしてお支払いをしているところでございすけれども、顧問ということの関係でございすけれども、これは昭和57年度から顧問料ということで継続しておりますけれども、今の新しい責任者になってからは、実はこちらの方から診療アドバイザーということで委嘱をさせていただいてお支払いをしているというのが内容でございす。
議 長	10番、室崎議員。
10 番	細かなところを言うと、いろいろあるんだけれども、大まかなところで答弁がしてありますから、あと3回目に入ります。 まず、町立病院の医療技術員の確保の問題では、1番目、2番目、よくわかりました。それで、特に町長さんが、私の方で1回目の答弁で、ここのところはどうなんだろうなと思って、あえてお聞きしたところが、もう打つ手は全部打っているという答弁だったので、とにかくそれを進めていただいて、一日も早く町民に安心を与えていただきたいと、これはもう切にお願いする次第です。数さえそろえばいいというものではないわけですから、そういう点でも非常に大変だと思うんですが、よろしくお願いいたします。 それから、医療技術員確保対策費の答弁が非常に何かあいまいでよくわからないんですね。顧問料を支払っているが、契約はしていないというお話なんですが、顧

間契約をしないで顧問料を支払えるものなんですか。それから、お土産にアキアジ 1 本持っていったと。だれに持っていったんだ、そんな話は私は聞く気はありませんよ。交際費ですからね。それはもうこういういわば医師を円滑に呼ぶためにいろいろなものを使わなければならないというのはよくわかるんだけど、先ほど聞いたら、年間 240 万円の顧問料ということになれば、これはどことどういう契約をしてどういうふうに払っているんだということは明確にしていただかないと困りますよね。1 大学です。契約はやっているのかどうか、むにやむにやと言って、その後ちょっと何とかな変わってるんですけど、そんな話では済みません。これはきちんとしてください。公費ですからね、やはり使途がきちんとしていなければだめです。これはちゃんとしてください。

それから、いわゆる医師派遣料というのは、諸経費並びに謝礼というような性質を持つものだというふうに理解すればよろしいんですね。それは相手方ではそういう受け皿のきちんとした派遣をするための組織がつくってあって、そのところから派遣を受けているところは、みんなそういう定額を納めて、そしてスムーズにそれを行っている、そういう組織なんだと、そういうふうに理解してよろしいんですね。これについては明確にお答えをいただきたいんです。

それから、ゼロ・エミッションの方なんですけど、ちょっと私がいろいろ言い過ぎた。それで、質問が多岐にわたったために、質問してないところを一生懸命答えてくれたり、質問した趣旨と違う話が出たりしましたけれども、1 回目の答弁からずっと重ね合わせますと、言わんとすることはわかりますので、今あえて答弁漏れとか、そういう言い方はいたしません。

それで、特に 1 点だけお聞きしたいのは、このゼロ・エミッション事業の一つの核となる施設として、それが一つの形になったのは、あの堆肥センターの堆肥化システムなんですよ。それをこれからどのように活用して、そしてそれをというのは、あの施設そのものもありますけれども、システムです。これからのいわゆる厚岸町の基幹産業である漁業、農業、そういうものの支援をきちんと行っていくのかというのが私の質問の骨子なんです。言い方が非常に下手くそですから、どの程度つかまえられたかどうかわかりませんが。

その上で、いろいろと答弁者もおっしゃってくださったんだけど、今の堆肥化センターの施設そのものを、多少小型化しようが、大型化しようが、それを農家

につけなさいと言ったときには、非常にコストも高くつくし、労力もかかるし、あるいはランニングコストも非常にかかるので、なかなか難しいというのはわかるんです。

じゃそれを導入するためにどういうことをするのか、どういうことをしたらいいのかという姿勢をお聞きしているんです。どうもあれでは費用がかかるので、農家に勧めることはできませんでは済まないでしょう。そこを言ってるんです。なぜかというと、他の方式による堆肥、あるいは牛ふんが一つの固形物になって出てきたものよりは、このシステムでつくられた堆肥というのは抜群にいいというふうに聞いてますが、それはどうなんですか。コマツナの実験をやって、それだけやったらコマツナがこれだけ大きくなりましたという話以外にはできないんですか。そこを聞いてるんですよ。

それで、私の方でいろいろな方から聞いていると、まるで化学肥料のように早く効く、即効性がある。要するに吸収力がいいということですね。それから、施した肥料が土地に残留する度合いが非常に少ない。要するに次の年になると余り効かないと言っている。ということが、素人考えですよ、全部牧草の中に入っていったるのではないかというふうに思うわけですね。そうすると、硝酸体窒素というような問題に対しても非常に強いということが推測できるんじゃないかというふうに思うわけですよ。

そういうようないろいろなこれからの時代に向けてのいい点を、やはり農家の方たちにもきちんと理解していただいて、さあどういような安い方法で、今ある施設を例えば何とか転用、利用できるようなことを考えながらこれがやれないのかということを考えていく必要があるのではないのか。そういうことこそが、これだけ努力してつくってきたシステムを使って、あるいは利用して、あるいはこれを展開させて産業支援を行っていくという行政の基本的な姿勢ではないのかというふうに思うんですよ。その点で、もう一度お答えをいただきたいわけです。

以上で終わります。

議 長
病 院
事 務 長

病院事務長。

先ほどの支援室の関係でございますけれども、これにつきましては道の事業でございますして、医師の短期派遣につきましては、派遣料として病院にお支払いをしているのが地域医療支援室の関係の派遣料でございます。

あと顧問料につきましては、特にこちらの方から診療アドバイザーということで、いろいろアドバイス、ご指導いただいている面、そしてまた特に大きいのは医師の派遣をしていただいているということが、一つこの病院としてその大学に委嘱を申し上げている、謝礼をしているというのが実態でございます。

議長

農政課長。

農政課長

堆肥センターについてお答えをさせていただきます。

本施設、非常にすぐれているという部分もありますが、いま一方では非常に経費がかかるといふ部分もあるわけでありまして、農家においてはこれよりまだ堆肥化をする厚さの、この施設については1メートル20くらいの厚さで攪拌をしていくわけでありまして、農家については30センチ、40センチの施設を導入をしているところであります。

農家の施設については、そういった層の部分が薄いものですから、完全に熟成をしないという欠点があります。ある程度水分が抜けて乾燥化をするという、そういう施設であるわけでありまして、そういったこと、いろいろな例えばまた別な方法としては、一つにはバイオマスプラントというものも現在模索をしておりますけれども、それにはそれでまたある程度マイナス面も持っているわけでありまして、今家畜ふん尿の処理の法律が新しくできまして、平成16年を目標に農家の整備を進めなければならない状況にありまして、農家としてはいろいろな模索をしている段階であります。

農家の立場でいきますと、立派な堆肥ができなくても、施設がとりあえず完備をしたいというあれもありますけれども、町の立場としては、やはり公共水系を守るという立場がございますので、そういった指導をしていかなければならん。そういったときに、やはりこの施設を広めるという部分については、もっとコストを下げられないか。それから、例えば補助対象として国の制度に適合するような事業拡大についても、今後要望をしていく必要もあろうかというふうに思っているところであります。

そういったことから、やはり緊急性を要します、特に飲料水の河川の縁からは、こういった完全完熟堆肥のできる施設を整備をするといったことが必要になろうかというふうに思います。そういうことで、今後もう少し方法について時間をかけさせていただいて、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

議 長	町長。	
町 長	申しわけありませんが、答弁調整のために、ちょっと若干時間をおかりさせていただきたいと思います。	
議 長	暫時休憩いたします。	休憩時刻 1 4 時 2 4 分
議 長	再開いたします。	再開時刻 1 4 時 3 2 分
助 役	助役。	
助 役	大変貴重な時間をいただきまして、答弁調整に時間をいただきまして、申しわけございません。私の方から、ただいまの顧問料に関してご答弁をさせていただきます。	
	この顧問料は、毎年、年度の当初に当厚岸町立病院から北大医学部に診療アドバイザーとして、医師の派遣、あるいは診療のアドバイス、これを要請しているところでございます。これを当医科大学では受託をし、この医師派遣と、それから町立病院の診療に関するアドバイスをいただいているということでございます。この顧問料として大学の方にお支払いをしてくれているという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思います。	
議 長	以上で、室崎議員の一般質問を終わります。	
	次に、2 番、塚田議員の一般質問を行います。	
	2 番、塚田議員。	
2 番	私は質問申し上げますが、もともとそんなに複雑な質問をするつもりはなかったわけでございますけれども、床潭の第一種漁港と、それから小島の侵食している状態については、図面をもって説明をなささいということを申し上げたわけでございます、それによってひとつ私も質問しながら討議をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。	
議 長	質問の要旨はしなくてもいいんですか。塚田議員、質問しなくていいんですか。	
2 番	いや、質問の内容は図面をもって示しなささいと言っているから、この図面によって質問にかえます。	
議 長	それでは、質問にならんですよ。図面出てるんだから、図面に基づいて質問してください。第 1 回目の質問はやっぱりしなければだめだって、それは。	
2 番	それでは、質問いたしますが、細部にわたって。床潭の第一種漁港はどのように	

してつくられていくのか。そして、その後につきましては、どのようにその漁港を利用していけるのかどうか、まず第1点目については、そのことについてお伺いします。

それから、次には、小島の侵食の状態が意外にひどい話でございまして、それと今離岸堤をつくっているのは、何のためにこれをつくっているんだと。これは見ておりますと、全然平行になっておりまして、大黒のところに来ているこの離岸堤は全然役目を果たしていないわけございまして、それで、かなり今沖合は東に入っているわけございまして、波があつて、出漁期にはようやく離岸堤の間から出ていって操業しているような現況でございまして、何も言わないからといって、見も行かないでそのような形の中で行政がそれで務まるのかどうか。

しかも地域の住民は大体浜をつくるには2カ月ぐらいかかっているんだと。ようやくでき上がったときに、もう操業近くなるもので、しかもこれからだんだんひどくなってきましたし、体も大体弱って来ているので、長くは続かないと言ってこぼしております。この現況を見ているときに、これはほうつてはおけないぞということを私も感じました。

そういうことの中で、小島の離岸堤と床潭漁港について、どのような形になっていくのか、安心して使えるようになるのか、このことについてひとつ答弁していただきたいと思います。

議 長 町長。

町 長 2番、塚田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の床潭漁港について、この漁港はどのようにできるのか、図面を提出して示してほしいとのご質問でございますが、床潭漁港は昭和26年に第一種漁港として指定を受け、第二次漁港整備計画時の昭和35年に整備がスタートし、以来修築事業、あるいは改良事業として今日まで順次整備が進められてきております。

平成14年度からは新しい漁港・漁場整備法の施行に伴う地域水産物供給基盤整備事業により、平成23年度までを計画期間として整備が進められる計画となっております。

以下、お手元に資料提出の資料が行っておるかと思ひます。それに基づいてお答えをさせていただきたいと存じます。

まずごらんいただきたいと存じます。

黄色の部分が平成13年度までに整備されたところでございます。

赤色の部分が平成14年度において整備が行われているところでございまして、図の①番、外防波堤の新設は、平成13年度に引き続き25メートルが施工されております。図の③番、西防波堤の補修は、82.4メートルで完了の見込みであります。図の④番、南護岸の新設は延長80メートルのうち40メートルが施工されております。

青色の部分が平成15年度で計画されているところで、外防波堤の残り20メートルであります。②番の南防波堤 120メートルのうち60メートル、⑥番の船揚場の用地測量が計画をされております。

続いて、緑色の部分が平成16年度以降に計画をされておるところでございます。南防波堤の残り60メートル、マイナス2メートル、泊地の補修、船揚場や道路の新設、漁港施設用地の整備などが計画をされております。

今後とも地元要望であります漁港整備の促進に向け、鋭意努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いをいたします。

次に、2点目の小島地域の離岸堤について、何のために施行実施したのかというご質問でございますが、小島地区は昭和36年に海岸保全区域に指定され、昭和37年から災害復旧事業や海岸保全事業により、直立式護岸突堤、消波堤の整備が行われました。

ご質問の離岸堤については、地区前浜の侵食を防ぐため、公共事業の第6次海岸事業により3基、さらに北海道の建設海岸局部改良事業により1基設置されたものでございます。この離岸堤につきましては、平成13年第4回定例会でもご質問をいただき、お答えしておりますが、過日現地の関係漁業者から詳しく侵食の状況をお聞きしたところ、小島南側の侵食に加え、北側の箇所でも侵食していることから、その対策を強く北海道に要望してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いをいたします。

以上でございます。

議長
2番

2番、塚田議員。

今、町長の答弁を聞いておりましたけれども、今お答えになっていることは、この漁港につきましては、今町長が図面に示されたようにお答えになっておりますけれども、本当に根本的な内容はわからないのではないのか。と申し上げることは、陸上の土工の仕事は順調に行っているようだけれども、海上の海の工事というもの

はどうなっているんだということを私たちわからない。例えば小島の前に離岸堤が行っているが、これをやったために意外に侵食されている。波の来る方向もわからないと、そういう工事の内容をやっていると、非常に私は疑義を感じるわけでございます。

一例をとりますと、市村木工所の前にやってある消波堤というのは、ずっと白浜まで行っているわけでございます。しかし、その現況を見ておりますと、波というものは10メートルなぎのいい日は入ってくるけれども、引っ張るときは6メートル引っ張るから、4メートル残るという計算になりますけれども、シケたときは、10メートルで押してきた波は12メートルも13メートルも引っ張られていくわけでございまして、そのために侵食するわけでございます。

私は当時の村上町長にこの質問をしたところが、町長は何ぼかふえているんだと言うけれども、そんなことになりませんよと繰り返して申し上げたところが、最後には市村木工所から白浜の海岸まで行っている離岸堤を全部取ってしまったことは事実でございます。ここに何も役に立ってないということなんだよ。

そのことと同時に、今やっていることは、海上のことについては、入ってきた波はなぎのいい日は10度をつけたら8引っ張るから2残ると。シケてくると10でおつけた波が12で引っ張るから、海岸に行っていることがだんだんふえるところに侵食していくというのは、これは現況を知らなければとんでもないことになるわけでございます。

その辺は業者はよく踏まえてやっているのかと、そこを私は言うんでございます。これはやっぱり今のやっている離岸堤のときも、東の方は大体沖合の海でございまして。大きな波が来るわけでございます。それに平行して離岸堤が行っているから、これは何も波どめにもならない、何も関係のないものなんだ、これは。何のためにこれを金を使ってやっているんだということが私は疑義に思う。横にやっているなら、防波堤みたいな形になるけれども、大黒に平行してやっている、入ってきた波が行き来するだけなもの。

こういうことではやっている工事が何回やっても同じような結果になって、よくはないよと。しかも今の小島の海岸の侵食の状態も、前には裏側はだんだん侵食して、一部には5年くらい前に特別に裏の方面だけは侵食防止工事をしてやったようでございますけれども、それに並行して、今はひどくなっているんだから。

しかもあそこに浜を持っている人は、そのために大変なんだから。その現況というのは、やっぱり小島の人みんな知ってるよ。しかもやり切れなくなってブルドーザーを買ったんだ、あの人は。100万円を買って、直して後からやったら全部して200万円で作ったというのが現況でございますよ。

そういう形の中で、やはり少なくとも島だから、なかなか行けないだろうけれども、少なくとも担当の方々はあそこに行って、どうしてこういう形にどうなるんだということをよく考えながら、ただ単に見ていればいいということにならないよ。その辺が私は非常に疑わざるを得ない。

しかも今、最近小島のところの現況へ行って見てごらん。とにかくブルドーザー買ってやってるんだから。それ100万円したんだと。しかし、それも長く使えないで、さらに修繕して100万円かけて200万円を使っているけれども、やっぱり同じ地元にいれば何ぼか貸してくれと言われると貸してやらなければならないということで、何ぼか貸してやったんだけど、それでこのごろはもう壊れてしまって使えない、こう言ってるけれども、この小さい島にいる方々にもっと温かい血の通ったような行政をやってもらわなかったら、その始末は全部個人でやれということになれば、これはおかしいと思いますので、このことについて、町長のお考えについて、いま一度ただしておきたいと思います。

議 長
水産課長

水産課長。

ただいまのご質問についてお答えをいたしたいと存じます。

小島の海岸侵食についてのご質問かと存じますが、前段、離岸堤の設置について、町長の方からご答弁を申し上げておりますが、お手元に図面も配付しておりますけれども、塚田議員がご指摘の箇所につきましては、図面上の昭和42年度実施というふうに文字が入っているかと思いますが、その突堤の部分で海岸侵食が著しく生じていると、こういうご質問でございますが、実はこの図面を見ていただきますとおわかりかと思いますが、昭和37年にこの小島のいわゆる東側の部分で施工を始め、その次に昭和39年災害ということで、それぞれ突堤を6カ所施工しております。その後に昭和42年に小島の右側の岸の方ですけれども、消波堤をそれぞれ設置をした。昭和49年から55年には、いわゆる小島の山の部分の裏側の部分で侵食対策ということで、それぞれ消波堤の工事をされたところでございます。

ご質問のありましたこの離岸堤につきましては、これらの工事が終わった段階で、

突堤の部分に侵食が激しいので離岸堤を設置していただきたいと、こういったことで、平成元年に小島の自治会長さんの方からご要望等を受けて進められた内容であります。

町長の答弁にもございましたが、過日、3月1日に漁業協同組合で、夜でございましたけれども、小島の実行組合の委員長さん、さらには前任の実行組合の委員長さんと、我々と漁組の専務さん等々、現在の小島の侵食の状況について詳しく聞いてまいりました。

当時、1基目の平成5年、平成6年の2カ年にわたって、延長80.2メートルの離岸堤が最初にできたわけでございます。この離岸堤ができた段階では、いわゆる塚田議員さんがご指摘をされる箇所の侵食の部分については、侵食ではなくて、砂が充分についたそうでございます。2基目にわたりまして、平成7年、平成8年にかけて、2基目が80.2メートルの離岸堤が整備された。そうしますと、次第にその砂が2基目の離岸堤の方向に砂の移動が、若干でありますけれども、始まったそうあります。

ごらんのように、離岸堤4基、最後の離岸堤は、図面にもありますが、平成13年に北海道の道単でもって設置をされたものであります。この4基が完成した段階で、現状はどうかと申し上げますと、この離岸堤の範囲の中央部分に現況では砂が多く堆積されていると、こういうことでございまして、私どもといたしまして、北海道の単独事業で、それぞれこれらの侵食を防ぐために突堤という工法がいいのかあれですが、現在突堤を整備すべく道単の要望事項ということで、北海道に要望を上げているところでございますが、過日の詳しい状況等を勘案しますと、それらの工法でよいのか、再度北海道ともその辺技術的な面、予算等も含めて検討して、できるだけ早く侵食防止対策工事が着工できるように鋭意努力をしてまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長

2番、塚田議員。

2 番

理屈よりは現状で見れば一番わかるんだ。いいかい。だから、一例を挙げてしゃべったでしょう。市村木工所から海岸にやっている突堤は、ずっと白浜までやっていったんだと。最初村上町長が、いやいやそれでも何ぼかふえるんだと言っておったんだけど、最後は全部取ってしまいましたよ。ところが、沖の方に離岸堤を出したら、そこへぶつかる波は7も3も引っ張る力がなくなる。そこへぶつか

れば、もうそれだけ惰性がなくなってしまって、そういうものなんだ。沖合でぶつかったら、必ずそこで2か3で死んでしまうんだ。引っ張る力がなくなるんだ。

その現象もこれが基本であって、これがわからなければ、何ぼ今の小島の海岸やってみたって、今行っってごらん。どんどん侵食されている。課長、あんた行っって見たことないんでないのか。そんなことで本当に100万円のブル買って直したという、しかもそのままで浜にするまで間、2カ月も労力を使ってやっているということは、これで3年か4年やっていると言うんだ。それだけつらい思いしてやっているんだよ。そんな甘いものでないよ。

ということは、それだけに海の流れの潮というのは、10でおつけたときは、うんとシケたときは10でおつけてくると十二、三で引っ張るんだ。だから、どんどん侵食されてくるんだよ。その原理がわからないだろう、あんた方。なぎのいい日に10でおつけたら、8引っ張れば2残るんだ。シケたときは逆に、10でおつけた波が12も13も引っ張るんだ。そうなったら、どんどん侵食されてくるんだよ。この基本がわからなかったら、海岸保全事業なんてできはしないんだぞ。そのことをあんた方わかっているか。もう一遍答弁してごらん。

議 長 町長。

町 長 私からお答えをさせていただきたいと存じます。

塚田議員からは、平成13年の12月議会においても、小島の侵食問題についての質問を承っております。今回で2回目のご質問を承ったわけでございます。そういう中で、厚岸町といたしましても、地域住民の要望、そしてまた塚田議員の質問等にお答えするために、強く今道に働きかけをいたしておるところであります。

そういう中で、お話ございましたとおり、先般地元の方、そしてまた漁業協同組合から、さらなるご要請があったわけでございまして、私といたしましても、安全で安心な小島地区にするために、侵食対策についてどのようなより効果的なものがあるのか、さらに道に対しまして強く要望し、速やかに完成するように努力をさせていただきたいと、かように思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議 長 以上で、塚田議員の一般質問を終わります。

3時ですので、暫時休憩いたします。

休憩時刻 14時57分

議 長 本会議を再開いたします。

再開時刻 15時20分

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

8 番、小澤議員の一般質問を行います。

8 番、小澤議員。

8 番 私は今定例会にさきに通告してございます次の点についてお尋ねをするものであります。

それは厚岸町農業の振興対策についてであります。

厚岸町農業は、地域経済・社会を支える重要な基幹産業として高く位置づけられている。しかし、酪農、畜産を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。酪農の環境問題、またはBSE問題等があります。以上のような厳しい農業環境の中、酪農家の先行き不透明感から、2JAにおいて、この5年間でも組合員戸数が12.6%も減少しております。このような厳しい農業、JA経営環境の中、地域住民の負託にこたえるJAを目指して、町内2農協が合併をするものであります。

酪農、畜産農業を主体とする厚岸農業が果たしている重要な役割について、厚岸町の重点項目として農業の振興施策についてお尋ねをするものであります。

次に、農地の遊休地、未利用地の有効活用対策についてであります。

JA厚岸、厚岸町区域における糸魚沢若松地区の農地あっせん未利用地が200ヘクタールくらいあるわけですが、地域内の草地の有効活用を図るため、農地の集約と農地の受け手組織の育成をするため、農業生産法人の設立について、太田農協、そして厚岸農協より要請書が出されておるやに聞いております。このことにつきましても考え方をお聞かせいただきたいのであります。

次に、酪農の支援事業の充実についてであります。

両農協の合併による生乳検査事業の集約化を図るため、仮称でありますけれども、農業酪農支援センターの建設についても、両農協より要請書が出されているやに聞いております。このことにつきましても考え方をお聞かせいただきたいのであります。

以上で、1回目の質問を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 町長。

町 長 8 番、小澤議員の厚岸町の農業振興策についてお答えをさせていただきます。

ご質問ありましたように、ここ数年の酪農、畜産を取り巻く情勢は、WTO農業交渉における農畜産物などの関税が大幅に削減されるなどの問題を初め、担い手不

足や遊休農地の問題などが顕在化する状況にある一方、消費者側からの食の安全と安心、環境に対する関心の高まりに対する生産者としての対応がますます求められております。

全国的には、将来への不安等から、年率5%前後に及ぶ生産者が離農していることから、地域における生産基盤が衰退傾向にあります。厚岸町の酪農業においても、将来への不安に加え、経営不振等から急激に農家戸数が減少しており、産業の衰退にとどまらず、地域形成に支障を来す事態が懸念されますが、幸いにして農家戸数は減少しているものの、生乳生産量トータルで見ると、ここ数年間は毎年約3%前後の生産拡大となっていて、他産業の経済が厳しい状況にある中、本町の農業が町の経済の牽引役として重要な役割を果たしているものと考えております。

また、農業者が意欲を持って営農に取り組める生産基盤の整備や、これを進めるための指導体制の強化が緊急かつ重要課題であると認識しており、先般町内2農協の合併が決定したことは、地域の組合員が新たな組織のスケールメリットを生かした組織体制による営農指導強化を求めていることのあらわれであると思っております。この合併により、産業団体の強化にとどまらず、地域形成の重要な核となる組織体制が構築されることを期待しておるところでございます。

町の具体的な重点振興策としては、草地資源を生かした粗飼料の需給を基本とする草地の基盤整備と、一部地区における遊休化農地の拡大に対する農地の有効活用を図る対策が重要であるとともに、地域の環境保全と負荷を軽減しながら、肥料資源として有効活用する家畜ふん尿処理施設の整備を重点振興策と考えております。

次に、農地の遊休・未利用の有効活用対策についてであります。経営を中止した跡地利用の引き受け手が決まらず、遊休化及び遊休化が懸念される土地が5割近くになる地区においては、箇所及び部分の対応ではなく、地区全体における有効利用方針を検討しなければならないと考えます。そこで、引き受け手となる生産法人組織を含む大規模経営体の持つ草地資源の吸収力と生乳生産力の向上能力をいかに確立していくかが重要と考えます。

地区の酪農経営体においては、放牧を主体とした小規模経営でも高い収益性を確保している経営もあることから、今後の生産基盤の拡充と強化を考えるに当たっては、家族経営体の育成と経営強化を進めるとともに、大規模経営体の持つ能力に期待するものであります。また、経営離脱をいかに抑制していくか。やむなく離農を

迫られる生産者の経営資源をむだにすることなく活用していくかが重要とも考えております。

次に、酪農支援事業の充実についてであります。町内農協の合併後における生乳検査事業の集約を図る酪農支援センターの施設整備構想に対する支援要請を受けております。現在、農協別に分散している生乳検査業務の統合に加え、検査機関に外部発注している検査分析の一部を取り組める施設と、事務所を間借りしている乳業検定組合事務所を併設する構想とのことですが、生乳生産コストの低減や安全で高い品質の生乳生産を図るには、直近の分析結果をもとに早い対応が必要なことから、重要な核となる施設計画であると認識いたしております。その施設計画を具体化するとともに、有利な補助制度について、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長

8 番、小澤議員。

8 番

ただいま町長の答弁の中で、積極的に支援体制を含めるいわゆる補助事業などについても検討している、そのようなお話でありました。非常に前向きに理解をしていきたい、このように思います。

やはり私ども酪農を取り巻く環境というものは非常に厳しい状況にあるわけですね。先日、農業委員会で、糸魚沢若松地区、3日間にわたって農家の実態の把握にいろいろと回ってきました。そして、先日も尾幌地域にも1日回ってまいりました。そこで、実際農家の姿、そしてまたその考え方を聞いて回りました。

糸魚沢若松地域について、3日間歩いたわけですがけれども、やはりあの地域の遊休農地というのは非常に大きなウェートを占めているんですね。あの地域の47%くらい遊休農地、今後遊休化されそうな土地、そのくらいあるわけですね。これはどうしても厚岸の酪農というものはしっかりしたものにしていく。厚岸の1次産業というものはしっかりとしていく。これが町の繁栄にもつながるであろうと、このように思うんですね。

今年1月5日の町主催の新年交礼会に、町長は水産の町・厚岸、山では酪農の町・厚岸、この1次産業の重要性というものを述べておられる。かつては厚岸町といえますと漁業の町、水産の町・厚岸、こう言われていた。サケ・マスの盛んなころ、漁組の水揚げ高 120億円、このくらいと言われておりましたね。その当時、私

どもの酪農地帯はどうだったかといいますと、私どもの農協だけを見てもみすれば、15億円かそこら、20億円未満、そのくらいの状態でありました。

しかし、最近酪農家は年々減少している。だが、おかげさまで生産高は順調に伸びている。先月、太田農協へ行って、太田農協の昨年の水揚げはどうだったのとお聞きしました。39億、40億円に近い数字でありました。これはやはりその地域を支える産業として大事なことです。

今現在、私どもの地域においては非常に規模拡大をしてきている。家族労働では限りがある。そういうことから、労働力の軽減を図るために、数年前より実習生の受け入れ、そして昨年ですか、一昨年でしたか、太田農協で宿泊施設クレインという女性専用の宿泊施設をつくって実習生の受け入れに取り組んでいる。その結果、相当それなりに成果を上げている。

昨日、おとといでしたか、農協へ行って今太田にどれだけの人が働きに来ているのと聞きましたら、町の方にはチラシでパートの募集も出しましたね。9人申し込みがあった。そして、今標茶の方から搾乳時間に通ってきている人もおります。そうすると、総体的に見まして、太田へ働きに来ている人がどれだけかと聞くと、二十四、五人はいるであろう。実習生も含めましてね。そのくらいの人が太田に働きに来ている。これは雇用の場をつくるということは地域として非常に大事なことです。農家戸数は減った。しかし、農業者人口は減らしたくないというのが私ども農家の願いです。

そうしたときに、やはり仕事の分業化、そういうことも考えまして、町長はご存じないわけですが、前の町長さんの時代、酪農の分業化ということで、子牛の育成、保育事業を町営牧場でやってくれんかと言った。そういうことで議論した経過があります。

ところが、子牛の保育というものは非常に高度な技術が要るわけですね。事故率が高い。それに加えて、6カ月未満ですから、共済保険には加入できない。そういうことがあって、なかなか腰を上げてくれなかった。もっとも腰が重いのはわかります。私ども毎日やっている自身でさえ、子牛の育成というものはなかなか大変なんです。

それが昨年、太田農協で北海道の元気づくり事業で保育事業にかかわりました。そして、じゃだれがそこで働くのかといったときに、やはり経験のあるそういうベ

テランの人がいいんじゃないだろうか。人選については、組合長大分苦労したよう
であります。ところが、だれもいなかった。やむなく太田に実習生に入った若い女
性の方なんですけれども、その方が実習に入って、そしてヘルパーをやって、その
人を採用してやった。まるっきりの素人です。そして、男の方と2人で町内の男の
方であります。その人も大規模にいたことはあるけれども、保育についてはまるっ
きりの素人です。

私どもはてどうなるだろうか、内心心配しておりました。そして、12月ころでし
たか、完成しました。それから徐々に生まれたものを受け入れているわけです。先
日農協へ行って、その状態どうだったのと聞いたら、現在80頭入っているんだそう
です。例年にないことしは平均気温が低い。非常に寒い年だった。そうだけれども、
事故がない。それを聞いてびっくりしました。酪農家の我々がびっくりしたんです。
そして、その成果はどうだったかという、非常によくできた。標準の牛よりも1
カ月以上進んでいると言うんですね。大体12カ月で人工できるであろう、そのよう
な話でありました。

もちろん初めての方、素人がやるわけですから、それは非常に勉強した。努力も
した。その結果、非常にすばらしい成果を上げているということで、高く評価をさ
れた。今月の3日に農業委員の地方連の研修会がありました。私は出席できなかった
わけでありまして、事務局の話を聞きますと、その研修の内容の中で、太
田農協の取り組み方、これについて紹介をし、研修をしたと、このような話も聞き
ました。

昨日、おとといでしたか、別海町農協、それから根室市農協が視察に来られた。
太田農協の取り組みについてですね。私もそのときの資料をもらってきました。こ
れは太田農協の過去、平成5年から今までの農協の取り組んでいること全部すべて
載っております。私、これを今日もらってきました。

この私どものこれだけの太田農協の規模になってきますと、家族労働では限りが
ある。やはり分業制度というものを取り入れていかなければいけない。極端な話、
我々は搾乳業者でもいいと思うんです。草の収穫はコントラクターでもやってもら
う。子牛は産まれたらすぐその施設へ持って預ける。太田の保育施設は8カ月扱う
んだそうです。そして、でき上がりが12万円だと聞いている。その後、町営牧場へ
持って行って預かって24カ月になると、子をなすように早く人工するものだから、

24カ月で帰ってくる。そうすると、でき上がりに何ぼになるかといいますと、大体二十七、八万円ででき上がるんだそうです。今でき上がったものを買うということになると、42万円から50万円はします。ですから、この保育事業というものは非常に酪農の将来を左右する大きな仕事なんですね。非常にそれで大事な仕事。

やればできるんですね。石橋をたたいて渡る、これは基本です。だれだって冒険はしたくありません。しかし、やらなければできない。やればできるということが証明されたわけです。言いかえれば、やる気のないのはできないということであります。これで今、先ほど申し上げましたけれども、先日糸魚沢若松地域、そこへ参りまして、現地で直接話をし、そして図面を広げてこの地域の遊休農地をいかに活用するか。あの地域の活性化のためにどのようにしたらいいだろうか。地元の人と話し合ってきました。

残念ながら、そういう前向きの声は聞かれなかったわけです。だが、あの地域は遊ばしておくわけにはいかない。このままで置いたならば、一抜けた、二抜けたとだんだん抜けていく。それでは農協が合併した意味がないわけです。農協を合併して、そうした強い力でもって新しい活力をあの地域に持っていくということが非常に大事でないだろうか、このように思うんです。

あの地域へ行って、酪農の実態というものを聞いてきました。驚いたことに、若牛が非常に少ない。後継牛が少ないということは、将来に向かって明るい展望が見出せない。後継牛をいかに育てるかということが非常に大事なんですね。これは直接その年だけをいえば、いわゆる扶養家族がいない方が楽ですから、若牛というのがいない、その年は単年度収支は合います。ところが、将来に向かっては明るい展望が見出せない。

今、牛乳の生産状況を農協から資料の中でもらってきました。我々酪農家は牛乳生産というのは1カ月おくれですから、国からの年度でいきますと、昨年11月の末でもって締め切るわけですね。それから始まるわけですから、また新たに新年度に向かって。そうしたときに、12月、1月、2月、上四半期、この3カ月の生産状況の資料をもらってきました。

釧路管内をこうやってみますと、トータルしますと大体前年度比100%、このくらいですね。では、我が町厚岸の状態はどうだろうかを見たときに、厚岸農家は98%、3カ月の累計ですけれどもね。では、太田農協はどうだろうかという、前年

度比 107.3%、これだけの伸び率を示しているところは、こうやって全道的なものを資料をもらってきましたけれども、これだけの伸び率を示しているところはありません。これは何の差かといいますと、いかに後継牛をよく育てているか、これにかかっているんですね。ですから、やはり若牛をいかに上手に育てるかということが今後のこの地域の厚岸の酪農を支える大きな要因をなしている、このように思うんです。

そこで、両農協から出されております要請書がありますね。私どもも見せていただきました。あの地域に農業の生産法人を立ち上げる。規模からいきますと、大体牛乳の生産 3,000トン規模、これだけのものを立ち上げたいという内容のものでありました。

3,000トン絞るということは、1頭当たり乳量が1万キロ絞っても 300頭いればいいですね。ところが、平均にしますと1万キロは絞れません。昨年の全道の乳検のデータから見ますと、やっとなんと 8,300、これが乳検から出たデータなんです。何十年とやってきて、8,000キロになったのは初めてなんです。単純に考えて 3,000キロ絞るということになると、約 400頭の牛が要るわけですね。8,000 キロずつ絞って、400頭だから、四八、三十二、3,200キロですね。

これだけの牛を置くということになってきますと、相当な、今牛というものは、大体どのくらい子を産みますのか。大事に使えば何ぼでも、10歳でも15歳でも生きるわけですが、そんなに使ったのでは勘定合わないんです。だんだん年いくと事故率も多くなってくる。そうしたときに、当然乳房炎になってきた。そうなってくると、乳質が悪くなってくるというようなことになりますので、フリーストールで飼っている牛を見ると、大体1頭の牛、平均しまして3、3、そのくらいでかえていかなければだめなんだろうと思うんですね。

十勝管内へ行くと、そういういわゆる農業法人が物すごく多いんですね。そこへ行くと、平均しますと3、3でないんだそうです。大体2.73くらいなんだそうです。それ以上飼っているという、大事に使っていると、やはり今恐ろしいBSEになりかねない。あれは蛋白の蓄積ですから。年牛を置くと、そういう可能性がある。3、3くらいだとまずないだろうと言われているんですね。

そうなりますと、3交代要るんですね。そうすると、1年に3分の1ずつ変えていかなければならない。そうすると、300頭置いたならば、1年に100頭ずつ

議 長
農政課長

変えていかなければならない。ということは、子牛が 100頭、当歳牛がね。2歳が 100 頭、3歳が 100頭。3交代だとそういうことになるんですよね。そうすると親牛と搾乳と同じ数のものがなければならぬ。相当な規模になるわけですね。これについても、やはりそうした刺激にあると言ったらちょっと悪いけれども、核になる施設が1つどうしても必要ではないだろうか、このように思うわけです。

それからまた、今町長の答弁の中にもありましたように、やはり農協を合併したいわゆる仕事の集約を図るために、ぜひ酪農の支援センターなるものが必要になってくるわけですね。そういうことも農協の方から要請書が出されておるわけですから、この実現について、ぜひひとつ努力をしていただきたい。こういうことを踏まえながら、ひとつもう一度ご答弁をいただきたい、このように思います。

農政課長。

ただいま特に糸魚沢若松地区の農業の実態についてお話をいただいたところでありまして、小澤議員には4日間という忙しい中、農業委員として現地を回っていただきまして、つぶさに現地を見ていただいたということで、ただいまのご質問があったというふうに受けとめているところであります。

この地区につきましては、非常に離農率が高い地区でありまして、おっしゃられるとおり約 500ヘクタールに及ぶ土地が離農者の抱える土地というふうになっておりまして、このうち約 300ヘクタールについては、それぞれ地区内で正式な形で貸借をしている方は余りおられませんけれども、300ヘクタールについては、まずまず活用をされているという状況にあります。あとの 200ヘクタールについては、利用がされない、危ぶまれるという状況にあるわけでありまして、この土地に何とか農業生産法人を設立してこの土地を有効活用しようというのが、今回の合併協議の中でも協議をされてきた内容であります。

やはり先ほど来言われるとおり、農業につきましては、土地を最大限に活用していくということが酪農の振興につながるというふうに考えておりまして、この土地の集約、生産法人を含めまして既存の交換分合だとか、それから新規就農を募るだとか、さらには法人化という、こういうことが一番効果的な施策になるかというふうに考えております。

また、この合併に伴いまして、それぞれの農協で抱えておりました牛乳検査場、これを1つに集約をするということは、運営コストの低減、そういった観点から、

組合員の負担を減らすということには極めて有効なことではないか。さらには、これに他の機能もつけ加えるということでございますので、こういった集約は非常に有効な方法ではないかというふうに考えておりまして、おっしゃられるとおり、両農協から今回この要望、補助の要請が上がってきている段階でありまして、現在この中身について検討をさせていただいているところでございます。

議長

8 番、小澤議員。

8 番

非常に担当課長からも検討と、よく前向きに取り組んでいくと、非常にうれしく思うわけであります。

町長、これはやはり厚岸の経済を左右する、町の活性化のためにもぜひこれはやはり積極的に取り組んでいただきたい、この要望なんですね。今、町の財政から見たときに、はてどれだけの支援ができるんだろうか。これは厳しいのは充分わかってます。

しかし、その反面、これが立ち上げて、今この酪農が軌道に乗ったときに、もちろん今合併いたしまして、それから3年後、平成17年、一応目標計画等も出ております。これからいきますと、牛乳の生産高を言いますと、6万7,000トン、これだけになるであろう。これはいわゆるなるであろうでなくて、しなければならんわけです。

そうすると个体販売、いろいろと含めまして、大体金額に直したらどのくらいになるか。大ざっぱな数字でありますけれども、55億円から60億円、このくらいになるであろう。そうすると、町長のおっしゃる水産の町・厚岸、酪農の町・厚岸、車の両輪のようにして、この1次産業の発展することが即町の繁栄につながるのではないだろうか、このように思います。

それと同時に、これだけ生産を上げているということは、それなりに税金があるわけです。確かにこれは投資する関係では、それは確かにつらい。ない錢こをやり繰りするわけですから、それはつらい思いするでしょう。だが、できたときには、それなりの税金も上がるわけですから。税金取られるんじゃないで、税金払えるだけの状態になると考えましたときに、決してむだな投資ではない、こういうふうに思うんですね。そういう観点からも、もう一度町長の今後の酪農問題の考え方についてお聞かせいただきたい。

これで私の質問を終わります。

議	長	町長。
町	長	再々質問にお答えをさせていただきたいと存じます。
		このたびの２農協の合併は、推進委員長の立場にありました私にとりまして、大変喜ばしく思っておるわけであります。
		この２農協が合併したことにより、釧路管内におきましても、標茶、浜中続く大規模な農協に相なるわけでございます。今後、お話ございましたとおり、生乳の生産額におきましても55億円以上見込んでおるわけでございまして、厚岸町の経済にも大きなウエートを占める期待を持っておるわけであります。
		そのためにも、厚岸農業を担う農業者が意欲を持って営農に取り組めるよう、新ＪＡと連携をしながら、２農協からご要請がありました。先ほど小澤議員からも詳しくお話等がございましたけれども、その実現のために、町といたしましても最善の努力をさせていただきたい、そのようにも考えます。
		また、行政側から言いますならば、余り行政に頼り過ぎてもどうかな。やはりみずからの努力も忘れてはならない。そういう中で、私ども財政厳しい折であります。厚岸農業の振興のために知恵を出し合って最善のご支援、ご協力を申し上げてまいりたい、そのようにも考えておるわけでございます。
		特に、今回の農協合併に当たりましては、小澤議員においては、みずからの農業者の立場、さらにはまた前厚岸町農業委員会の会長として、遊休農地等に変なご苦労の姿も私は承知をいたしておるわけでございまして、そういう中で、小澤議員からご質問を受けたわけであります。本日の質問を忘れることなく、今後とも厚岸町長として農業の振興に全力を尽くしてまいりたい。決意も新たにさせていただいたところでございます。まことにありがとうございました。
議	長	以上で、小澤議員の一般質問を終わります。
		次に、３番、田宮議員の一般質問を行います。
		３番、田宮議員。
３	番	第１回定例会に当たりまして、３項目について一般質問でお伺いをいたします。
		最初に、新年度予算についてであります。三位一体の改革が打ち出される中で、厚岸町の新年度予算の編成が進められたわけであります。そこで、地方交付税の見直しの内容、さらには国庫補助負担金の削減の内容について、新年度予算にどう反映しているのか、お知らせをさせていただきたいのであります。

次に、厳しい財政運営の中でも、町民の福祉と暮らしは守る、そういう視点を今後行政の上でぜひ貫いていただきたいということでもあります。

2番目は、地域経済の振興についてであります。

第1次産業など、地域経済を守り発展させる以外に厚岸町の発展の道はないと考えますし、町内にもそのような願いが切実になっていると考えます。そのためのシンポジウムを開くなり、100人委員会など町民参加でその英知を結集して事態を切り開くなど、具体的な手だてを考えていただきたいのでありますが、いかがでありますでしょうか。

最後は、介護保険についてであります。

第1号被保険者の保険料を据え置き、減免などの拡充を図っていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

以上で、第1回目の質問を終わります。

町長。

3番、田宮議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の新年度予算についてであります。初めに、三位一体の改革が打ち出される中で、新年度予算の編成が進められたが、地方交付税の見直しの内容と国庫補助負担金の削減の内容についてどのように反映しているのかとのお尋ねでございますが、まず地方交付税の見直しの内容についてであります。本年度の国の予算案と一体となった地方財政計画が発表をされました。平成15年度の地方財政の姿は、昨年に引き続き地方財政計画の規模がマイナス1.5%の86兆2,100億円にとどまりました。地方交付税総額は18兆700億円で、前年度に比較して1兆4,800億円の減額、率にいたしましてマイナス7.5%であります。地方財政法第5条による特例地方債として臨時財政対策債で財源確保を行うことにより、1兆1,700億円、5.1%増となっております。

これに対し、当町分を試算しますと、まず普通交付税については、昨年と同様に寒冷補正、積雪度の級地引き下げに伴う減額や産地補正算入後の段階的縮減、小規模市町村への割り増し算入となる段階補正の圧縮などによる減額要素を見込んでおり、これら合算すると2億7,559万円、率にして7.2%の減を想定しているところであります。

一方、臨時財政対策債、いわゆる赤字地方債は5億2,100万円と平成14年度給与

議 長
町 長

費のマイナス改定を計算に入れた最終予定額より 1 億 2,850 万円の増額を見込んでおります。総体的には、普通交付税と臨時財政対策債を合算して 1 億 4,709 万円の減額となり、率にいたしまして 3.5% の実質的な財政不足を生じることになります。

具体的内容と結果については、7 月の本算定の時点で、その結果を分析、検証し、ご報告をさせていただきたいと存じます。

次に、国庫補助負担金の削減の内容についてであります。国庫補助金負担の一般財源化に伴う措置として、義務教育費国庫負担金など在宅福祉事業費補助金、介護保険事業費補助金等の一般財源化が行われますが、当町として影響があるのは補助金、負担金ベースで、生きがい活動支援通所運営経費の人件費分 696 万 2,000 円、在宅介護支援センター福祉用具展示加算分 59 万 7,000 円となっております。在宅介護支援センター福祉用具展示加算分については、情報収集のおくれから、当初予算において算入計上しておりますが、今後の補正予算において減額調整をさせていただきます。

なお、これらについては、地方特例交付金と地方交付税で相応の財源措置がされることになっております。

また、市町村道整備にかかわる国庫・公庫補助負担金ですが、当町での当該路線にはありませんが、自動車重量譲与税の都道府県、市町村の配分の見直しにより財源措置がされることになっております。

いずれにいたしましても、厳しさを増す財政状況を充分踏まえて、三位一体の改革として地方交付税、国庫負担金、補助負担金、税制改正について注視をしていかなければならないと考えています。

次に、厳しい財政運営の中でも、町民の福祉と暮らしは守る視点を貫いていただきたいというご提言であります。平成 15 年度の予算は歳入の大宗を占める地方交付税や町税収入が減額になる厳しい状況であることから、昨年に続き、さらに経常経費の 5% の削減を中心に、経費の節減、起債発行額の抑制、定員管理による人件費の抑制、投資的事業の厳選、公営企業の経営改善を盛り込んだ編成となっております。

中でも福祉関係予算で、他制度との整合性を図るため、老人福祉施設の一部を見直ししましたが、特に社会的弱者と言われる生涯福祉予算に配慮するなど、限られた財源の中ではありますが、緩急をつけた予算づけにより、町民の福祉と暮らしを

きちんと守るため、最大限の努力をしております。

なお、今後ますます厳しさを増すであろう財政に対応するため、新年度において抜本的に財政の改革プログラムの見直しを行い、従来行ってきた各種制度の再検討を含めた議論を展開していく際にも、ご質問の意図するところも十分にしんしゃくしながら取り進めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目の第1産業など、地域経済を守り発展させる以外に町発展の道はないと考えるし、町内にもそのような願いが切実になっていると考える。そのためシンポジウムを開くなり、100人委員会など町民参加での英知を結集して事態を切り開くなど、具体的な手段を考えていただきたいとの質問であります。厚岸町は漁業や農業の1次産業が基幹をなしており、その成否が町の発展を左右することは間違いありません。また、景気低迷の長期化と国と地方の財源調整機能が見直される中で、自主財源の確保がますます重要な度を増しております。

こうした情勢を踏まえて、基幹産業の発展方向を当事者や関係機関にゆだねるのではなく、職種を超えた幅広い交流の中から町民が共通の認識に立ち、英知を集めて進むべき方向を定め、施策の質と実現の可能性を高めていくことが今求められているという認識を質問者と同じように持っております。

私は町長就任以来、町民との協働によるまちづくりを目指し、経営改革委員会など新たな町民参加の手法も取り入れてまいりましたが、地域経済の発展方向を示すという大きな課題について、町民の幅広い英知を結集するためにどんな手法が効果的かについて、提言のありました100人委員会方式なども選択肢として、今後の検討課題とさせていただきたいと考えます。

続いて、3点目の介護保険料についてのご質問にお答えいたします。

第1号被保険者の介護保険料につきましては、保険給付の円滑な実施を確保するため、介護保険法第117条の規定に基づき、3年ごとに5年を1期とする介護保険事業計画を定め、その介護給付費に要する費用に充てるため、保険料の算定を行っております。

平成15年度からは新たな介護保険となるわけですが、介護サービスの利用状況や要介護者の状況を踏まえて、今後3年間の介護サービスの利用推計や新たな提供サービス等を勘案して、介護給付費に要する費用の推計から算定した結果、現在の介護保険料と比較しますと、基準額となる第3段階で月額255円の引き上げと

なります。

なお、道内の状況といたしましては、203保険者のうち約7割に当たる144保険者において引き上げとなる見込みであります。

介護保険料の据え置きにつきましては、現在の介護保険料が介護給付費に対してほぼ適正な金額であったため、収支のバランスが保たれ、剰余金も出せませんでしたので、平成15年度からの介護給付費に充当することができないため、保険料を据え置くことは不可能な状況であります。

介護保険料の引き上げにつきましては、介護サービスの利用増加や提供サービスの拡充等により、介護給付費が増大することから、引き上げになったことについてご理解を賜りたいと存じます。

次に、介護保険料の減免についてであります。低所得者に対する介護保険料の独自の減免につきましては、平成13年度の保険料満額徴収時点から実施しており、今年度の状況といたしましては136人が対象となり、減免額は111万3,740円となっております。

介護保険料の減免につきましては、今後も引き続き国が示した3原則にのっとり、継続していく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長

ここで、あらかじめ時間の延長をしておきたいと思います。

本日の会議は田宮議員の一般質問が終わるまで時間を延長いたします。

3番、田宮議員。

3番

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

地方交付税につきましては、地方交付税だけ着目して見れば、臨時財政対策債とあわせて見ると、一応財源は確保されているというふうに見ていいのではないかなと思うんです。ただ、税収の不足でありますとか、いろいろな要素がありますから、財政運営が楽になったということではもちろんないわけであります。

しかし、マスコミでもそうでありますけれども、予算に関する報道を見ますと、地方交付税が非常に抑制されて財政が苦しい、そういう面だけが報道されるわけですね。実際、臨時財政対策債が補填としてあるんだということが、あわせてなかなか報道されていない。だから、地方交付税が減ったから大変なんだということだけが頭に來てしまうという嫌いがあるので、去年もそのことをくどいほど申し上げま

したが、ことしもそのことを特に申し上げておきたいなというふうに思うんです。財政運営が楽になったということでは、もちろんありません。地方交付税に着目し言えば、そういうふうな財源確保がされているというふうに言っているのではないかなと。

ただ、問題は、本来であれば地方交付税法6条の3に規定されておりますように、交付税、法定5税が地方交付税の原資になっていますね。所得税、法人税、酒税、これが32%、それから消費税が29.5%、それからたばこ税が25%、この交付税総額と自治体が必要とする交付税総額の違いがあれば、地方財政や地方行政の制度を改めるなり、今言った地方交付税法6条に規定された税率を引き上げるという規定になっておりますね。この状況は、1996年でありますから、平成8年から続いているわけなんです。既に8年間も地方交付税法6条の2第2項に従って言えば、当然制度の改正と税率の引き上げが行われて、交付税の財源補填が行われなければならなかった。それをやらないで、国は地方交付税会計に繰り入れをするのと、そして半分地方に押し付けて、赤字地方債で補填しろと、こういうことになるわけですね。

ただ、問題は、地方財政法で新たに定められたように、この臨時財政対策債については、借金ではあるけれども、交付制度と同じなんだと。国が毎年償還額については、全額交付税で見ると、こういうことになってますね。ですから、遠慮なく使うことができると。また、赤字地方債ではあるけれども、発行しなければ住民の要求を満たすわけにはいかないわけでありますから、これは当然発行せざるを得ない。そういう矛盾があると思うんです。けれども、自治体、町にとっては、この臨時財政対策債がなければできないわけですよ、仕事。そういうことだと思うんですね。

それで、もう一つは、今すぐにとは申しませんから、予算審議の段階でいいんですが、町長ご答弁の中にありましたが、地方交付税の減額の中身ですね。平成14年度は普通交付税の算定の基準財政需要額が3億9,000万円の不足と。結局基準収入額を差し引いてマイナスが普通交付税では3億5,000万円ということになりましたね。最終的には、当初考えていたよりも1億円ふえたということだったと思います。

そこで、平成14年度の地方交付税の減額措置、財政状況の中では具体的に書かれておりますが、これはずっと散らばっているんですね。今、町長が言われたように、段階補正であるとか、あるいは臨時財政対策債の追い出しであるとか、人口減であ

るとか、学級が減ったとか、いろいろなマイナス要素がありますけれども、それをひとつ具体的にこういうふうに地方交付税が減ったんだよというのを示していただきたいというふうに思うんです。

それから、平成15年度については、先ほど町長がおっしゃったように、7月の算定で決まるわけではありますが、できれば予算編成時の地方交付税の減額の積算の中身について、わかれば教えていただきたい。教えていただきたいというのは、資料として、予算のときで結構ですから出していただきたいというふうに思うわけでありす。

次に、国庫補助負担金の減額の問題であります、これは今、町長のご答弁にもありましたが、大きな影響が平成15年度の予算の中に出たということではありません。一般的には目出しというふうに言われてますね。問題はこれからのが、今後どういうふうになっていくのかというのが大きな問題だと思うんです。

国庫補助負担金の61%は社会補償費、それから16%が文教科学振興費と。ですから、福祉と教育にかかわる部分がこれから大きく減らされるおそれがあるということが言えると思うんですね。これはこの厚岸町にとっては大変なことではないのかというふうに思うんです。

本来、国庫負担金は地方財政法でどういうものなのかというのは明らかに定められているわけですから、負担金なんですから、本来国が責任を持たなければならないものについて、一切お構いなく減らすと、そういう性質のもんですから、財源措置もとりながら、今回は減らしてきているわけですよ。そのことを、やはりこれから財政運営について充分留意して当たっていただかなければならないのではないかなというふうに思うんですが、その点についてご答弁をいただきたい。

それから、この厳しい財政運営の中で、町民の福祉と暮らしを守る、こういう観点をぜひ貫いていただきたい。私が危惧しますのは、1997年、平成9年から地方行革の方針が国から出されましたね。これで地方自治体でどういう流れが出てきたのかというと、1つは、この福祉の切り捨てあります。具体的には、特に東京都なんかひどいんですが、福祉と暮らしへの自治体の責任放棄というようなものが始まってきたと。

それは、1つには、自治体の独自の仕事をもう徹底して切り捨ててしまう。これは厚岸町がそういうことをやっているということではございませんよ。一般的な話

として申し上げているわけです。

それから、2つは、民間でできるものは民間に任せるという考えですね。本来、自治体がやらなければならない仕事をできるだけ民間に任せる、こういうことが各地で始まってきたわけであります。私は民間の福祉施設、例えばこの厚岸町でも民間の方がやっておられますよね。そういうものについては、やっぱり積極的に応援していかなければならないというふうに考えます。何でも民間がやっていることはだめなんだということではなくて、本来自治体が責任を持ってやらなければならないものが、民間に切りかえられていくと、このこと。

そして、3つ目は、残った自治体の仕事も民間経営の手法の導入、こういうことでコストと効率で評価されて、効率が悪いということになると切り捨てられてしまうという方向が全国的に見れば非常に強まってきたのではないのかというふうに思うんです。

厚岸町では、現在、住民負担をどんどんふやすというような政策はとっておられません。これは非常に私はそういう点では評価すべき大きな点があるというふうに考えております。

まとめて言えば、この自治体独自のことはやらない。地方行革という名のもとでね。それから、仕事はできるだけ民間に任せる。それから、3つ目は、残った自治体の仕事も民間経営の手法でやっていく。これでは、私は自治体というものが何のためにあるのかということが問われるのではないかと思うんですよ。

たとえ国がやらなくても、これは住民の福祉と暮らしを守るためにはやらなければならない、あるいは目先の採算が合わなくてもやらなければならないこともあるのではないかというふうに思うんです。そういう視点をぜひ私は持って行政を進めていきたいということを、一步突っ込んで言えば、そういうことを申し上げたいわけであります。

次に、地域経済の振興についてであります。

町長からご答弁をいただきました。私は、やはりこれから本当に多くの町民の英知を集めて地域の経済をどう振興させていくのかという真剣な手だてがこれから本当に必要だなというふうに思います。

全国的に見れば進んだ町村もあります。私はそれを一つ一つ見てまねをしてやれというようなことは申し上げるつもりは全然ございません。そういう先進的な自治

体から学ぶべきものがあれば学んでやっていただけないかなというふうに思うわけ
であります。これはもちろん厚岸町独自に考えて、自分の頭で考えて、自分の手で
振興策を打ち立てるということがもちろん肝心であると思うのであります。

最後に、介護保険の問題であります。

厚岸町の介護保険料、最初特別委員会に提示されたのは 3,145円から 310円引き
上げて 3,455円という額でありました。これは 9.8%だったと思います。その後、
介護報酬の改定がありまして、これが 3,455円から 3,400円、ですから 3,145円か
ら 210円引き上げられる。約 8%の伸びではないかと思うんです。

1つは、今、年金を受給している人が現実にもらっている年金を減らされるとい
うことが起きますね。これは制度始まって以来、初めてのことであります。結局年
金が削られた上に保険料が引き上げられて年金から天引きされる。ダブルパンチだ
と思うんですよ。そういう点が 1つ。

2つ目には、この 7 月に利用料の引き上げが行われますね。これは措置制度のと
きから、介護を受けた人について 3%という特例措置が講じられてきました。これ
を今年 7 月には 6%に引き上げる。それから、次には 1割にすると。これは低所得
者にとっては大きな負担増になるわけであります。こういう点が 1つ。

それから、もう一つは、診療報酬の改定であります。これも具体的なものは、
私は予算までに出していただきたいと思うのでありますが、今まで身体介護、それ
から家事援助、それから 2つを合わせた複合型、3本柱になっておりましたけれど
も、今度は身体介護と家事援助は生活援助というふうに名前を変えて、複合型がな
くなりました。

そこで問題は、複合型で介護を受けていた方は身体介護か生活援助か、どちらか
に分かれるわけなんです。この分かれ方によって、診療報酬の改定をご存じだと思
うんですが、大きな負担増になる。出てきますね。もちろん負担が少なくなる、そ
ういう人も出てきます。そういうことについて、具体的な資料を出していただきた
い。

それから、もう一つは、厚岸町としては訪問介護については社会福祉協議会にや
らせておりますね。それで、この介護報酬の改定に伴って、社会福祉協議会の事業
がどうなるのか、採算がとれるのかとれないのか。これは利用者と相反する面があ
りますけれども、このことも当然考えなければならない問題ではないかと思うんで

すね。その辺についてどのようにお考えなのか。こういうような点から、私はやはり値上げというのは慎重に考えなければならないと思うんですね。

それで、もう一つは、国に対してやはり財政措置を講じなさいと言う必要がある。言われているのは、国の補助は25%ですね。ところが、25%のうち5%は調整交付金というふうになっております。この調整交付金は、後期高齢者が多いところについて、この5%の調整交付金で補助をすると、こういうことになってますね。

それで、町村会、町長はもうご存じと思いますが、この25%を5%は調整交付金に取られて、実質的には20%しか来ない。この調整交付金を外枠にして25%に引き上げろ。全国的には介護保険料の値上げ分は2,400億円というふうに言われているそうでありますが、この25%に5%国が引き上げれば2,000億円、当然値上げをしなくても済むわけなんですね。そういう要求をきちんと国にしていきたいなというふうに思うんです。

以上であります。

行財政課長。

私の方から交付税関係の答弁を申し上げたいと思います。

議員おっしゃいますとおり、地方交付税と臨時財政対策債の関係、これについては私ども基本的にはセットというふうに認識をしてございます。言われるとおり、臨時財政対策債につきましては、地方財政法第5条の特例によります地方債でございまして、地方交付税と同様の一般財源として使用できるもの、またその元利償還金含めて、今年度になりますけれども、基準財政需要額に算入されるということに相なっております。そういう意味では、地方交付税のみでこの財政運営を語るべきでないというふうに認識をしておりますので、考え方としては同様に思っております。

ただ、先ほども質問者おっしゃいましたとおり、地域の状況によつての町村内の格差というんですか、状況の異なるところがございます。その部分によって、どうしても1万前後の市町村については、そういう意味での財源的なマイナス要因が生まれるということでありまして、そういう中で交付税と臨時財政対策債の状況が動いてまいっております。

ただ、今年度、平成15年度の予算の見方でございますけれども、基本的には12月下旬段階でございましたけれども、管内市町村の財政担当課長会議がございまして、

平成14年度近く13%減ということで基本的な普通交付税の考え方が示されました。その中には、臨時財政対策債の追い出し分として7億6,250万円という数字が13%減るかわりに追い出しがされますよということでありました。この13%の中には、段階補正と言われる厚岸町、我々はじいたわけでございますけれども、約2,800万円も実は含んでおる数字というふうに考えております。

そのほかに、厚岸町のみの減額要因といたしまして、寒冷補正の減、積雪度、雪の降る状況によって級地が下げられたわけでございますけれども、1,231万5,000円という数字を一応見込んでおります。また、産炭地の補正の減として411万3,000円、これが当初見積もりの基本になっておりまして、33億3,417万8,000円という数字をもって基本としております。

ただ、この段階において、これは12月段階の状況でございまして、1月の下旬にこの7億6,250万円という臨時財政対策債の追い出し分が変更になってまいっております。今回予算計上いたしております5億2,100万円、その差額2億4,150万円につきましては、普通交付税の中に算入するという情報をいただきまして、それを基本的にこの33億3,417万8,000円に戻した。35億7,567万8,000円という数字で当初計上した状況でございます。

この数値につきましては、実は普通交付税と臨時財政対策債との相関関係というんですか、先ほども町長がおっしゃいましたけれども、3.5%の減。先般なんですけれども、北海道もこの普通交付税と臨時財政対策債の試算をしてございまして、我々程度の町村レベルの伸び率はマイナス3%であるというふうに言われておりまして、4.1というこの我々の数値と大体一致をしているという状況にあります。ただ、マイナス3%とマイナス4.1%という我々の考え方ですから、そのギャップは若干この後の本算定を行う中において出てまいるのかなというふうな状況であるのではないかというふうに思っております。

それで、平成14年度の地方交付税の減額の中身を示していただきたいということでございますので、これにつきましては財政状況等の中で、昨年の段階だと思えますけれども、ご説明申し上げたと思えますけれども、資料を請求されたということで、予算の審議の前までに、その資料については提出させていただくと。平成14年度に限り提出させていただくということでご理解を願いたいというふうに思います。

それと、今回の国庫補助負担金の見直しということで、先ほど町長からも具体的

金額を一応お話しをさせていただいておりますけれども、いずれにいたしましても、財源措置が行われると言いながらも、これはその事業を行っている町村については、一般財源化ですから、やってもやらなくても算入される。やったところについてもされますけれども、やってないところについてもされる。押しなべて平準化されるという状況かと思います。

そういう意味では、厚岸町の場合、福祉関連事業的に前向きに進めておりますので、特に人件費関係のものが今回目出しと言われる部分で削減がされているというのが実態であります。我々としては非常にこの財源措置として一生懸命頑張っている町村がこういうことをされますと、大変厳しい財政運営が余儀なくされるということで、非常に注視をしておりますけれども、いずれにいたしましても、こちらについては我々だけでこの問題を解決するわけにはまいりませんけれども、いずれにいたしましても、これは町長初め、そういう部分についてのきちんとした負担、補助をする部分についてはしていただくという方向の中の陳情活動というか、町村会についていろいろなことをいろいろなセクションにおいて、そういう要望してまいりたいというふうに考えております。

それと、福祉の関係でございますけれども、いずれにいたしましても、これも町長からご答弁申し上げたとおりでございますので、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

議 長
保健福祉
課 長

保健福祉課長。

私の方からは、介護保険料についてお答えを申し上げます。

ご質問にありました今回の保険料の値上げ、それに伴ういろいろな問題が出されましたが、まずご質問にありました利用料金の関係でございます。現在、ご質問にありましたように3%の負担の方について引き上がってくる。これにつきまして、お話のとおり引き上げるわけでありまして、ご案内のとおり、厚岸町におきましては、社会福祉法人等利用負担軽減、これによって2分の1の軽減がございますから、他町村と比べますと、この制度は厚岸町がいち早く取り入れておりますし、同時にこの2分の1の軽減につきましては、先ほどお話にありましたように、民間の事業者が実施をしているデイケア、あるいはこれは国によらない町の独自の問題でありますけれども、訪問入浴の問題、訪問看護の問題、さらには新年度から行われるグループホーム、こういった制度に町が独自でまた取り組んでおりますの

で、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

次に、報酬単価の改定の内容であります。

お話のとおり、3区分が2区分になってまいります。そこで、この改定による影響の問題につきましては、私どものケアマネージャー、あるいは社協のケアマネージャー等々の実態調査が必要でありまして、この3区分からどういう形で2区分にいくのかという調査をしなければ、これらの改定による影響の資料がなかなか時間が出せないというような状況にもあります。

しかしながら、私ども今誠心誠意、この辺を急いで早急に出すように対応してまいりますけれども、若干時間が必要なところでありますので、この点についてあらかじめご理解をいただきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、これらの問題に関して、社協の事業に対する影響の問題でありますけれども、現在のところこの社協が事業をやるに当たって、大変な採算割れをして、これ以降事業が続かないというお話は聞いておりません。確かにこの身体と家事のすみ分けによってどのようになるか、細かい点は社協も検討してないようでありますけれども、今の段階では大きな採算割れによって事業ができないという状況には聞いておりません。

しかしながら、このことによって社会福祉協議会に大きな影響が出てくるとすれば、町としてもこの辺の協議に入ってまいりたいというふうに思いますし、介護保険、安心してだれでもが利用できるサービスをきちっと私どもも責任を持って提供するような立場でかかわってまいらなければならないだろうというふうには考えております。

最後のご質問でありますけれども、国への財政措置の問題であります。

ご質問者の言うとおりでございまして、私どももそのように考えておりますし、国に向かってご質問のあった方向で取り組んでまいりたいというふうに思います。

ちなみに、ご質問者が言われました、今25%の国庫負担を仮に5%ふやして30%に引き上げれば、実は私どもも大ざっぱな試算でありますけれども、仮にこの25%が5%引き上がって30%に国庫負担がなれば、現行平成14年度までの今の3,140円が約100円近く引き下がる。値上げも据え置きじゃなくて、逆に100円くらい引き下がってくるという試算でありますので、こういった意味では、国にこの負担率を5%引き上げて30%にさせていただくような取り組みを強めてまいりたい、そのよう

議長

まちづくり
推進課長

に考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

まちづくり推進課長。

今日の情勢下における地域経済を発展させる手法として、全国の進んだ事例に学ぶべきではないかというご質問でありました。私も同感であります。その手法については、大いに学ぶべきところがあるというふうに思っております。

現在の地域経済の状況というのは、その状況を取り巻く情勢というのは、1つは人口が減少するという局面ですね、こういう地方は。それから、公共事業とか、あるいは工業化によって経済が動くという時代はなくなった。むしろ情報によって経済が動くというような、そういった今までに経験したことがないような状況になっているということ。さらには、どこに行っても同じものが買える。あるいは外国の製品も厚岸で買えると、こういういわゆるグローバル化と言って、横文字で言われていますが、そういった時代の中で、単なる価格競争だけをやっていたのでは地域経済の発展はあり得ないというふうに思っております。

したがって、厚岸の地域経済の発展を考えるに当たっては、むしろ今までと違った発想で、厚岸のものが特別違うものだ、あるいは厚岸の自然が特別価値があるのだ、あるいは厚岸でつくられる牛乳は特別こういう成分が多く含まれている、あるいは乳製品は特別こういった成分が含まれている。こういったことの検証の中から、地元の1次産業と、あるいは観光業とか、あるいは芸術なんかでもいろいろクロスをさせると、その接点で何か新しい仕事生まれるかもしれない。こういうような観点から経済を考えていかなければ、このままの形で、例えば今盛んに言われている市町村合併などが行われたとしても、結局同じことになってしまうのではないかと。地域の特徴を生かした経済発展はどうあるべきかということについて、町民の知恵を集めて考えていく必要があるというふうに考えているところでございます。

(「福祉と暮らしという点で、地方行革も含めて少し具体的にお話をしましたけれども、その点についてはいかがなんでしょうか」の声あり)

議長

行財政
課長

行財政課長。

先ほど福祉の関係につきまして、町長が答弁したとおりというふうに申し上げますけれども、今議員の方からご提言をいただいております福祉の関係でござい

議 長
3 番

す。いずれにいたしましても、採算性を含めてすべてでないという認識の中で、行政としての仕事をきちんとわきまえながら、この福祉、暮らしを守るという視点で、この予算も含めて、行政運営も含めてしていくべきものというふうに考えております。

3 番、田宮議員。

1 つは、地方交付税についてでありますけれども、課長言われたように、財政状況については、総務常任委員会で毎年 8 月に資料をいただいて論議しております。それは昨年場合は、平成14年度の普通交付税の算定が終わった後でありますから、資料もいただいておりますけれども、ご質問の中で申し上げたように、確かに書いてありますよ。段階補正、それから臨時財政対策債の追い出し、学級減、人口減ありますが、混合しているところもあるでしょう。重なっている部分。それをもう少しわかりやすく、交付税はこういう素因があって減ったんだよというのが、だれが見てもわかるような、そういう資料をお出しくださいというふうに言っているわけなんです。

見ればわかります。だから、去年は需要額で3億 9,000万円、それで普通交付税の算定では3億 5,000万円対前年度比で減額になっていると。当初の予算と比較すると1億円ふえたというふうにお話ししましたね。それをきちんとした形で出していただきたいということでもあります。具体的には、予算審議もありますので、細かいことはまた資料を出していただいてご質問を申し上げたいというふうに思います。

それから、先ほど地方行革が1997年から強まってきて、全国でこういう流れになってきたということについてお話をしましたが、厚岸町として私は申し上げたように、町長もご答弁をいただきましたが、この町民の福祉と暮らしを守るという視点については、ぜひ貫いていただきたいということをもう一度確認したいということでもあります。

その次に、介護保険については、私は保健福祉課長は余り実情をつかんでいないなというふうに思いますよ。先ほど言ったように、身体介護、それから家事援助、それから複合型というふうな3本柱が2本になって、複合型が両方に分かれていく。それは言葉の上で分かれるのではなくて、実際に複合型の介護を受けている人が身体介護に行ったり、今度は生活援助で介護を受けると、こういうことになるわけですね。

そういうことになると、介護報酬の改定によって、今まで受けていた介護の利用料が引き上げられるおそれが多分にある人もいるし、下げられるところもある。それを具体的にどういうふうにつかんでおられるか、資料で出していただきたいということを申し上げたわけですね。

それから、その次には社会福祉協議会、これは訪問介護の事業所でありますから、もちろんケアマネージャーもいますね。ケアマネージャーも介護報酬が大幅に引き上げられた。引き上げられたかわりに、厳しくなりましたね。月に1回訪問してきちんとしたものを書いて出さないと3割削るよというふうな決めになっております。

今言ったのは、利用者本人がどう変わっていくのか、利用料が。そして、事業所自体も採算がとれるとかとれないとか、そこまで行っているか行っていないかという問題ではなくて、どういう影響を現実を受けようとしているのか。そういうことをお伺いしたんですよ。そのことについて、資料で予算審議までに出していただきたいということ。

以上です。

議 長
町 長

町長。

私から再々質問についてのお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、財政ですが、ご承知のとおり、小泉内閣、構造改革が好きであります。その一環として、三位一体の改革ということで、本年度予算から措置をされておるといようなことでございまして、そういう中で、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方等々、さらにはまた先ほど議論がありました教育関係を含めての公庫の負担金の減額等、いろいろあるわけではありますが、私ども地方を担う責任者として、残念なことにイエスと言いません。やはりこれからは地方自治の確立、真の地方の時代というのはどういうものであるか、真剣に考えているわけであります。それに逆行するような地方泣かせの構想改革と言っても私は過言でない、かように考えております。

特に、地方交付税はご承知のとおり一般会計予算の大半を占めております。約半分を占めておるわけであります。これも1つには残念なことでもあります。やはり国にお世話になっているという1つの我々も税金でありますので、その言い分にはいろいろあると思いますが、そういう中で、さらに地方交付税が減額をいたしていることは事実であります。

後ほど資料として提出せよということでもありますので、それを見ればわかるわけですが、今後さらにそれが進んでいくだろうというように考えておるわけでございまして、さきの答弁にも申し上げましたけれども、財政運営基本方針というものをつくっておりますが、2年にして、来年を待たずにして、新たにまた見直しをしなければならないという現実には差しかかっております。そういう厳しい財政運営が強いられております今日でありますので、私どもといたしましては、今田宮議員からお話がありましたとおり、地方自治の確立のために、これからも国に対して強く要請をしまいたい、そのようにも考えます。

また、地域経済の振興でありますが、どちらかというと、今までの国の施策といえますのは、国土の均衡ある発展でありました。今の時代は、地域の特色ある発展、すなわちこれこそが地方の時代であると思っておるわけでありまして、町長といたしましては、どの町よりもすばらしい町をつくりたい。そのためには先ほど課長からご答弁がありましたとおり、特色あるまちづくりというものをしていかなければならない、そのようにも考えておるわけでございまして、私が常にお話しいたしておりますとおり、協働のまちづくりをさらに推進してまいりたい、かようにも考えておるわけであります。

介護保険については、担当課長から答弁をさせます。

議 長

保健福祉課長。

保健福祉課長

ご質問ありました資料につきましては、提出をさせていただきたいと思います。

議 長

以上で、田宮議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこの程度にとどめ、3月10日に延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、3月10日に延会いたします。

延会時刻 17時07分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成15年3月7日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員